

栗東市職員テレワーク実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、育児、介護その他特別の事情がある職員が仕事及び生活の両立を図りながら効率的に働くことができる職場環境を整備することにより、場所にとらわれない働き方を実現し、生産性及び市民サービスの向上を図るため、職員がテレワーク（情報通信技術を利用して通常の勤務場所以外の場所に勤務することをいう。以下同じ。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 テレワークの対象職員（以下「対象職員」という。）は、栗東市職員定数条例（昭和37年栗東町条例第12号）第1条に規定する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員の職を占める職員で、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

- (1) 中学校就学前の子（養子及び配偶者の子を含む。次号において同じ。）を養育する職員（当該職員と当該子とが同居する場合に限る。）
- (2) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（配偶者、父母、子等）を介護する職員
- (3) けが、病気等のため通勤困難な職員
- (4) 妊娠中の職員
- (5) 感染症の流行、災害、事故等により出勤困難な職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、業務の内容及び所属内の状況に応じ、テレワークによる勤務が適当である職員

2 前項の規定にかかわらず、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）が特に必要と認めた場合を除き、次に掲げる職員は、対象職員としない。

- (1) 通常業務でパーソナルコンピュータを使用しない職員
- (2) 地方公務員法第22条の規定による条件付採用職員
- (3) 課長級以上の職員

3 第1項に規定する職員のほか、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員は、総務課長が必要と認めた場合に限り、対象職員とする。

(勤務時間)

第3条 テレワークにおける勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとし、所属長が認める場合を除き、時間外勤務は、行わないものとする。

2 所属長は、前項の規定に関わらず、勤務時間の割振りの変更が必要と認める場合は、午前5時から午後10時までの間で1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 テレワークは、総務課長が特に必要と認めた場合を除き、週4日以内とし、週1日以上は、通常の勤務場所での勤務とする。

4 テレワークは、1日（休暇又は休業の時間を含む。）単位で行うものとする。ただし、総務課長は、職員の勤務状況及び業務内容を考慮したうえで、適当と認める場合には、半日（勤務する時間が3時間30分以上となる場合をいう。）単位でテレワークを認めることができる。

（勤務場所）

第4条 テレワークにおける勤務場所は、対象職員の自宅又は勤務場所としてあらかじめ所属長の承認を得た場所とする。

（実施手続等）

第5条 テレワークを希望する職員（以下「申込者」という。）は、テレワーク勤務申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を所属長に提出し、所属長は、速やかに当該申込書に意見を付して、テレワークを実施しようとする日の5日前までに総務課長に提出するものとする。

2 総務課長は、次に掲げる項目を審査したうえで、前項の規定による申込みに対し、承認を行う。

(1) 申込者が対象職員に該当する者であること。

(2) 申込者の担当業務の内容等から判断して、テレワークを実施しても公務の正常な運営に支障が生じないと認められること。

3 総務課長は、申込者がテレワークの実施可能な人数を上回るときは、申込者の申込理由、所属、職種、業務内容等を考慮して選考し、実施可能な人数の範囲内で前項の承認を行う。

4 申込者は、第2項の承認を受けた後、テレワークシステムの利用について別に定めるところにより手続を行わなければならない。この場合において、申込者は、市の保有するテレワーク端末等（市がテレワークの実施のために職員に対し貸与する専用端末及び通信機器をいう。以下同じ。）の台数の範囲内で、必要に応じ、テレワーク端末等の貸与を受けることができる。

（実施期間）

第6条 テレワークの実施期間は、2週間以内とする。ただし、更新を妨げない。

2 前条の規定は、前項ただし書の規定により、テレワークの実施期間を更新する場合（異動に伴

う更新も含む。)について準用する。

(承認の取消し)

第7条 総務課長は、所属長又は総務部情報政策課長(以下「情報政策課長」という。)の申出により、サービス管理、業務の遂行状況、情報セキュリティの遵守状況等からテレワークの継続が適当でないと認めるときは、第5条第2項の承認(前条第2項の規定により準用する場合を含む。)を取り消すことができる。

(開始及び終了報告)

第8条 テレワークを実施する職員(以下「実施職員」という。)は、実施日において、勤務開始時及び勤務終了時に、勤務管理システムにより出勤及び退勤の記録を行い、併せて日報管理システムの入力を行わなければならない。

(業務報告)

第9条 実施職員は、実施日の勤務が終了するごとに、テレワーク勤務業務報告書(別記様式第2号)を作成し、所属長に報告しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第10条 実施職員は、栗東市個人情報保護条例(平成16年栗東市条例第29号)及び関連規則並びに栗東市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 実施職員は、情報セキュリティについて適正な取扱いを確保し、個人情報等の漏えい等がないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 実施職員は、テレワーク端末等及び資料等を施錠可能な場所又は同等の場所で保管しなければならない。

4 実施職員は、盗難、紛失、故障、情報漏えい等の事態が発生したとき又はその疑いのあるときは、速やかに所属長へ連絡し、適切な措置を講じなければならない。

(費用負担)

第11条 テレワークに要する勤務場所の光熱水費及び環境整備に要する費用は、実施職員の負担とする。

2 次の各号に掲げる費用は、市の負担とする。

(1) テレワークシステムの利用料及び貸与するテレワーク端末等に係る費用

(2) 市がテレワークの実施に関し必要と認めた費用

(手当等)

第12条 テレワークを実施する期間の通勤手当は、支給しない。ただし、第3条第3項により通

常の勤務場所で勤務する場合は、この限りでない。

(調査)

第13条 総務課長は、テレワークの実施にあたり、当該職員の勤務状況を確認するために必要と認めるときは、テレワークを実施した所属の長及び職員並びに情報政策課長に対し、必要な情報の提供を求め、又は調査をすることができる。

2 情報政策課長は、テレワークの実施にあたり、情報セキュリティの遵守状況を確認するために必要と認めるときは、テレワークを実施した所属の長及び職員に対し、必要な情報の提供を求め、又は調査をすることができる。

3 情報政策課長、所属長及び実施職員は、前2項の規定による求めに対して情報を提供し、調査に対して誠実に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、テレワークの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

別記

様式第1号 (第6条関係)

テレワーク勤務申込書

年 月 日

総務課長 あて

所 属
職・氏名

次のとおり、栗東市職員テレワーク実施規程の内容に同意のうえ、

テレワーク [勤 務
勤務の更新] を申し込みます。

1 実施期間

年 月 日 から 年 月 日まで

2 申込理由 (いずれかにチェックをすること。)

- 中学校就学前の子を養育するため
- 介護が必要な親族 (職員との続柄:) を介護するため
- けが、病気等により通勤困難であるため
- 妊娠中のため
- 感染症の流行、災害、事故等により出勤困難であるため
- その他 []

3 テレワークで行う予定の業務

[]

所属長意見	
所属・所属長名	
テレワーク申込に対する意見	適 ・ 不適
不適の場合は理由を記入	

4 テレワーク環境

光回線等の整備	無線通信 (Wi-Fi) 環境	業務に占有できる端末 (パソコン)
あり ・ なし ↓ 回線の種類 ()	あり ・ なし	あり ・ なし

テレワーク勤務業務報告書

（所属長） あて

職・氏名：

テレワーク勤務について、次のとおり業務を行いましたので、報告します。

実施日	年	月	日	業務開始時間	時	分	業務終了時間	時	分
業務計画									
業務内容									

※実施日ごとに、所属長あてに提出すること。（所属で指定の共有フォルダ内に保存し、その旨連絡する対応も可とする。）

テレワークシステム等運用管理要項

1. 目的

この要項は、行政ネットワークに接続できない場所から庁内の情報システムにアクセスする必要がある業務（職員によるテレワーク、その他所属長が認めたもの）の実施に際して必要となるシステム等の運用管理に関する事項を定めるものとする。

2. 適用範囲

本要項は、テレワークシステム、専用端末及び通信機器（以下、「テレワークシステム等」という。）を管理又は利用する職員を適用範囲とする。

3. 管理者

テレワークシステム等の管理者は、情報政策課長とする。

管理者は、利用者が必要な時にテレワークシステム等を利用できるよう運用管理を行うとともに、利用者の操作記録等を収集管理し、テレワークの用として利用する場合は、総務課長からの求めに応じて利用状況を報告しなければならない。

また、管理者は利用者が適切に利用できるよう操作マニュアル等の整備を行わなければならない。

4. 利用者

テレワークシステム等の利用者は、以下の者とする。

- ① 栗東市職員テレワーク実施規程に定める「テレワーク勤務申込書」を総務課長に提出し承認を受けている者。
- ② 本市の行政ネットワークに接続できない場所から庁内の情報システムにアクセスし、一時的に業務を行う必要があり所属長の承認を受けている者。

5. 利用申請等

職員は、テレワークシステムの使用及び専用端末、通信機器の借用を受けるときには、管理者である情報政策課長の許可を得なければならない。

申請方法は、グループウェアシステムのスケジュール機能により仮登録を行い、テレワークで使用する場合は総務課長に、それ以外での使用は所属長に承認を得た上で様式第1号を利用する4日前までに情報政策課長に提出する。

なお、申請は、連続した2週間を最長とする。

6. テレワークシステムでの業務範囲等

テレワークシステムを利用して庁内の情報システムにアクセスし、実施することができる業務の範囲は共通事務端末で実施可能な範囲とする。よって、基幹系システムの利用や所属独自のネットワークやスタンドアロンで運用している情報システムの利用はできない。

なお、テレワークシステムを利用して、業務データを端末側にコピーすること、外部記録媒体に保存すること及び端末に接続しているプリンタにより印刷することはできない。

テレワークシステムの利用は、インターネットに接続できる端末（タブレットやスマートフォンは不

可)が必要となるが、貸与できる数量に限りがあるため、自宅等で個人契約している通信環境(回線)に接続している職員の私有端末による利用も認めるが、当該利用に係る設定は、利用者の責任において行うものとする。

利用者は、管理者より提供されたテレワークシステムの利用に必要な情報(ID・パスワード等)を厳重に管理し、第三者に漏らしてはならない。第三者の目に触れた可能性がある場合は、速やかに管理者に連絡し、パスワードの変更若しくは利用停止の措置を依頼しなければならない。

7. 専用端末

テレワークシステムを利用するにあたり、利用場所に私有端末がない職員には、専用端末を貸与する。貸与する専用端末の取扱いについては、以下の点に留意すること。

- ① 持ち運びや自宅等での保管時において紛失・盗難に十分注意し、適切に管理すること。
- ② 許可を受けた職員以外の者が利用しないこと。
- ③ 業務目的以外に利用しないこと。
- ④ テレワークシステム以外のソフトウェアの利用をしないこと。
- ⑤ 端末にデータを保存しないこと。
- ⑥ その他適正な利用にあたり、管理者の指示に従うこと。

8. 通信機器

テレワークシステムを利用するにあたり、利用場所に通信環境がない職員には、通信機器を貸与する。貸与する通信機器の取扱いについては、以下の点に留意すること。

- ① 持ち運びや自宅等での保管時において紛失・盗難に十分注意し、適切に管理すること。
- ② 許可を受けた職員以外の者が利用しないこと。
- ③ 業務目的以外に利用しないこと。
- ④ 貸与する通信機器には、貸与する専用端末以外を接続しないこと。
- ⑤ その他適正な利用にあたり、管理者の指示に従うこと。

9. 優先事項

テレワークシステム、専用端末及び通信機器の利用は、職員が自宅等で行うテレワーク勤務での利用を優先し、それ以外での利用はテレワークシステムの利用契約数や、専用端末、通信機器の数量に余裕がある場合に限るものとする。

10. その他

この要項に定めるもののほか、テレワークシステム、専用端末及び通信機器の運用管理及び利用に関し必要な事項は、情報政策課長が別に定める。

付 則

この要項は、令和3年9月1日から施行する。

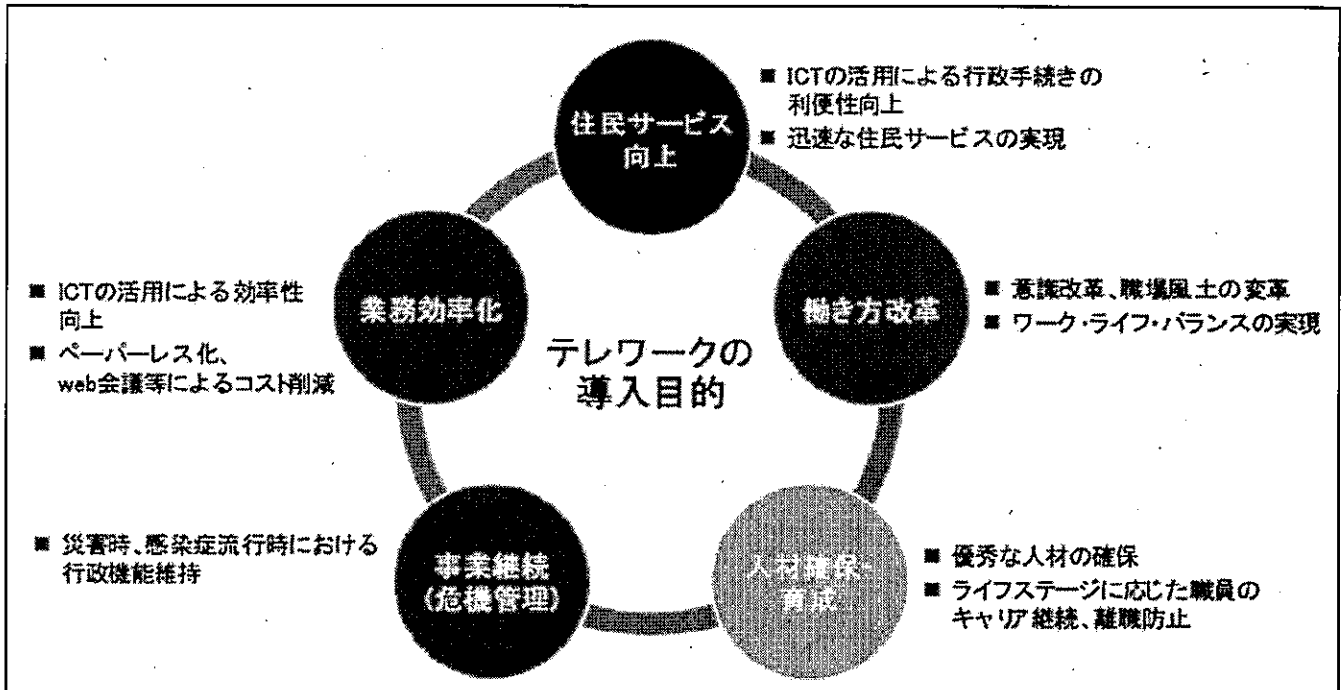


「栗東市職員テレワーク実施規程」について

●テレワーク導入の趣旨【規程 第1条】

育児、介護その他特別の事情がある職員が仕事及び生活の両立を図りながら効率的に働くことができる職場環境を整備することにより、場所にとらわれない働き方を実現し、生産性及び市民サービスの向上を図るため

●テレワーク導入の目的



総務省「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」より抜粋

●テレワークの対象職員【規程 第2条】

正規職員、再任用職員、会計年度任用職員のうち、

- ① 中学校就学前の子を養育する職員
- ② 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（配偶者、父母、子等）を介護する職員
- ③ けが、病気等のため通勤困難な職員
- ④ 妊娠中の職員
- ⑤ 感染症の流行、災害、事故等により出勤困難な職員
- ⑥ 業務の内容及び所属内の状況に応じ、テレワークによる勤務が適当である職員

●対象としない職員【規程 第2条第2項】（総務課長が特に必要と認めた場合を除く）

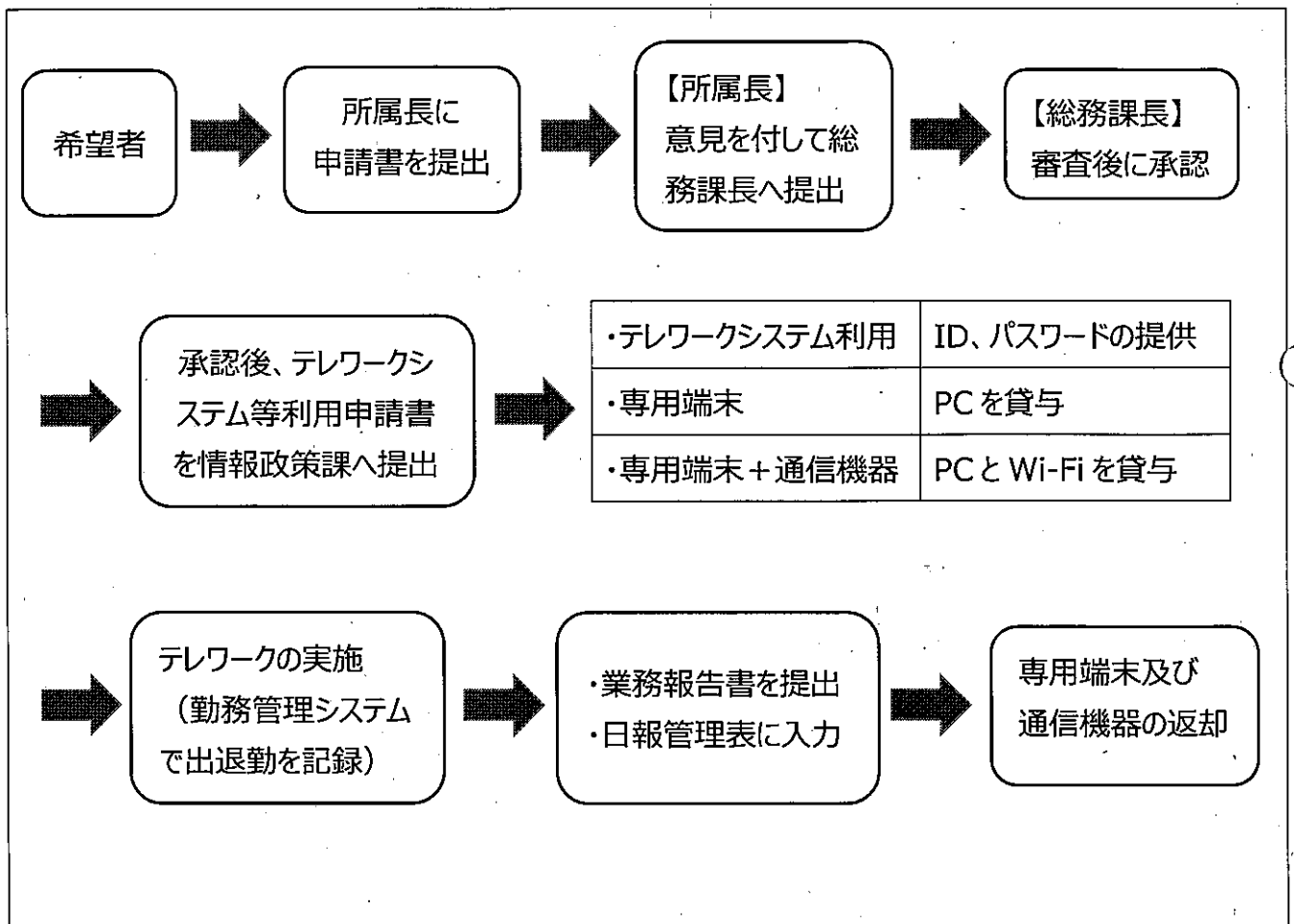
対象職員のうち、

- ①通常業務でパーソナルコンピュータを使用しない職員
- ②地方公務員法第22条の規定による条件付採用職員
- ③課長級以上の職員

●勤務時間、期間等【規程 第3条～第6条】

- ・月曜日から金曜日
- ・8時30分～17時15分まで
- ・時間外勤務は行わない。
- ・時間の割り振り可能（5時～22時までの間で1日につき7時間45分を超えない範囲）
- ・週4日以内とし、週1日以上は、通常の勤務場所での勤務
- ・単位：1日または半日
- ・テレワークの実施期間は、2週間以内

●テレワーク実施の流れ



令和3年度 職員提案（第1次）概要

1. 募集期間

第1次募集 令和3年4月14日 ～ 令和3年6月30日

○テーマ募集（その他提案）

テーマ募集は、提案が必要とされる特定の事項について、期間を定めて募集するもの

- ・テーマ1：『職員提案制度の充実』
- ・テーマ2：『ふるさと納税制度の更なる充実』

○施策・政策提案

市の政策・施策に関するもの（ただし、自らの業務を除く）

○事務改善提案

市の行政事務の改善に関するもの

○アイデア提案

市民サービスの向上に関するもの

2. 提案件数・内訳

・テーマ募集（その他提案）	0件
・施策・政策提案	0件
・事務改善提案	1件
・アイデア提案	0件
合計	1件

3. 提案の審査等

◆令和3年7月29日（木）

職員提案検討推進委員会（市民政策部長・総務課長・財政課長・教育総務課長で構成）において審査を行った。

4. これまでの経過及び今後の予定

令和3年7月29日（木）	職員提案検討推進委員会にて審査
8月	市長及び提案者に結果報告
9月1日（水）	総合調整会議に報告、推進計画策定を指示
9月上旬	結果を職員に公開



令和3年度 職員提案（第1次）内容等一覧

提案内容	受理番号	提案件名
	3-1	簡易な事務決裁における收受票と回議書の様式統一等について
	現状及び問題点	
	<p>市民ニーズの多様化や事務の緻密化、複雑化により、職員全体の事務量が増加しているが、第八次行政改革大綱における行政改革の項目には、「行政サービス」の視点に事務処理の簡素化を図るとしている。</p> <p>本市宛の公文書については、栗東市文書取扱規程に基づき軽易な公文書以外は收受票により收受が行われ、必要に応じて主管課長が指示、意見等を示して、回議書により起案し処理するものとしている。</p> <p>しかし、收受票による処理を経ずに、文書に合議印を押印し、簡易的に合議している場合があり、メールによる文書の送付が大半を占めるなかで、メール受信画面を印刷して合議印を押し、そこに処理内容や起案文を記載して処理している場合も多く、手続き処理が曖昧な状態となっている。</p> <p>また、收受票の様式についても、指示・意見等の欄以外がなく、その後処理が完了したのか、いつまでに処理をする必要があるのかなどをチェックできないことで事務ミスに繋がる場合が考えられる。</p>	
	改善案	
<p>そこで、收受票と回議書を一体化させて、課によって使い方が異なっていた内容について、市の文書処理カード様式として統一し、軽易な文書も含めて全ての公文書処理して、決裁区分が課長決裁までの事務処理について、様式内で立案できるものは簡易決裁欄によって出来るだけ活用を図る。</p> <p>また、その様式についても、指示や意見の記載の他、処理期限や処理完了日等の項目を追加して、統一的なチェックができるようにする。</p> <p>また、様式の統一と併せて、文書取扱規程を再度全職員に周知することで、意識啓発を図ることができる。</p>		
期待される効果		
事務処理の効率化と事務ミスの防止を図ることができる		
審査結果	審査結果	
	採用 (提案された様式に変更等を加え整えた上で実施していく)	
	検討・推進セクション	
	総務課	
	委員意見	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所属によって文書の取り扱いに違いがあり、様式改正に併せて使い方の周知徹底も行うべきである。 ・現状の文書取扱規程においても、第10条に記載のとおり本来は所属長から係長、係員へと回付すべきものである。昔はこの規定通りだったが、いつからか下から上への流れになっている。その点についても、見直しに併せて職員に周知するという効果が期待できる。 ・この提案を機に、回議書も含めて文書取扱規程全体が実情に合っているかを点検してはどうか。 ・草津市のように、收受は課長から下りていく運用の場合、副部長以上に回議する文書の扱いはどうするのか、参考に草津市の運用を確認いただきたい。 ・仮に文書処理カードでは課長以下を決裁区分とするものしか受けないと割り切るのであれば、副部長以上の欄を消してもよいと思う。その場合には副部長以上に回議する様式を別で用意する等の整理が必要となる。 ・本市には簡易決裁という規定がないので、事務決裁規程の権限を準用する等の検討を要する。 ・現行の文書取扱規程は基本的に紙媒体を想定しているものであり、メールでのやり取りが増えている状況を踏まえて電子データの取り扱いも併せて考える必要がある。 ・メールについても、お知らせのような内容であれば処理をする必要がなく、こういった様式を用いずメール本文に直接押印するやり方で問題ない。同じメールでも、内容が依頼であり処理する必要がある場合にはこの様式を付ける形とし、分けて処理してはどうか。 ・決裁区分が課長までの簡易決裁で済むものについては、この様式で收受と回議ができる。副部長以上まで回覧する文書の場合は、この様式を收受票として上席まで見てもらい、簡易決裁欄は使わず別途回議書を用いることになると思う。また、市の側から行政行為として動くものについては、收受という行為がなくこの様式は使えない。 ・草津市の実態を確認し、事務決裁規程を含めて整合が取れているか、簡易とされる事務の内容は何かを整理した上で、様式を変えたことでミスが起こらないように周知徹底することを前提として、提案いただいた様式からの変更箇所や実施に向けて整えるべきものはあるとしても、提案されている方向で実施していくということ採用としてはどうか。 	



文書処理カード (案)

No.

提案者資料

公開の予備的判断	公開・部分公開・非公開	ファイル名	
非公開の期間	永年・時限 年 月 日まで		
理由			
收受年月日	令和 年 月 日	收受番号	No.

閲覧区分		保存年数			閲覧上の注意		・ 至急 ・ 秘		
市長・副市長・教育長・部長・次長・課長・()		永・10・5・3・1年 年 月 日まで			担当者	所 属 名		印	
市長	副市長	教育長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係 員	
合議	部	課							
合議	部	課							

処理上の指示

課長	担当係	回答の必要 要・不要	
	係		
係長	回覧課	処理期限 年 月 日まで	
	指示大要		
係長	担当者		
	指示大要		
処 理		処理上の注意事項	
担当者	処理完了 年 月 日	合議者	

簡易決裁	起案者 補職名 氏名					印
起案 年 月 日	課長	参事	課長補佐	係長	係 員	
決裁 年 月 日						
施行 年 月 日						
標 題						



職員提案に関する意見書

所属名 総務課

提 案 名 提案番号 (No. 3-1)	簡易な事務決裁における收受票と回議書の様式統一等について
提案の実現性について	■ 実現可能である。 <input type="checkbox"/> 実現は難しい。 <input type="checkbox"/> 既に実施している。 <input type="checkbox"/> その他 ()
上記の理由について	<p> 文書取扱規程を改正し、統一した様式を定めることによって実現することが可能であることから。 改善案に書かれていることは、おそらく草津市の文書收受・簡易決裁の流れを意識していると思われる。 ※ 参考資料 草津市の文書処理カード 草津市の文書收受の流れは、文書收受（メールで来たものは印刷）⇒收受番号取得⇒受付印押印⇒文書処理カード添付⇒課長→係長→係員回覧（回覧の過程で指示、担当者が決定）⇒担当者が処理となっており、文書收受から文書処理カード添付までの作業は係員や会計年度任用職員が行い、課長が担当係長を通じて各担当者に文書を割振る流れとなっている。また、担当者は、例えば簡易な決裁事項であるならば、文書処理カードに標題を記し、そのまま起案することができる。 </p> <p> これに対し、栗東市の文書收受の流れは、担当者が收受→（收受票を付けて）係長→課長になっており、課長まで收受文書が回議されない限り、課長が收受文書の把握ができておらず、また担当者が処理を忘れていたりすることによって処理期限が守られないといった事務処理ミスにつながる短所があり、草津市のやり方を導入することはその解消に繋がり、簡易決裁欄を使用すれば迅速に起案できるものも多々あると思われる。 </p>
その他（課題等）	課題としては、課長、係長業務に担当係、担当者への文書処理の割り振りが追加されるため、導入にあたってはその理解を得ることが大切だと思われる。



文 書 処 理 カ ー ド							公印使用承認			
							月 日			
市長	副市長	副市長	教育長	技 監		呈 覧 区 分	市長・副市長・教育長・技監・部長 副部長・課長・参事・課長補佐・係長・副係長			
						保 存	永・20・10・5・3・1	年 月 まで		
						受領日	年 月 日	File No.		
主 管	回 議	部 長	副部長	副部長	課 長	参 事	課長補佐	係 長	副係長	所 属 員
関 係 部 課	合 議	部 長	副部長	副部長	課 長	参 事	課長補佐	係 長	副係長	所 属 員
関 係 部 課	合 議	部 長	副部長	副部長	課 長	参 事	課長補佐	係 長	副係長	所 属 員
処 理 上 の 指 示										
課 長	担当係					回答の必要 要 ・ 不要				
	回覧課					処理期限 年 月 日まで				
	指示大要									
係 長	担当者									
	指示大要									
処 理				処 理 上 の 注 意 事 項						
担 当 者	処理完了 年 月 日				呈 覧 者 ・ 合 議 者					
	処理大要									

簡 易 決 裁			起案者 補職名 氏 名				印	
起案	年 月 日		課 長	参 事	課長補佐	係 長	副係長	所 属 員
決裁	年 月 日							
施行	年 月 日							
標 題								



「栗東市おくやみハンドブック」の官民協働発行について

総務部総合窓口課

栗東市では現在、死亡届受付時にご遺族の方に対して、弔文とともに死亡後の各種手続きを簡潔に記載した案内文書を配布しております。この度、主に市役所内での手続きについて、より見やすく、より分かりやすく案内することを目的として、「栗東市おくやみハンドブック」を作成し、発行します。

おくやみハンドブックの作成に当たりまして、株式会社ホープと官民協働の趣旨に基づき協定を締結し取り組んでおります。また、広告収入を利用することにより、市の財源を持ち出すことなく作成しています。

<栗東市おくやみハンドブックの内容>

○仕様

- ・カラー刷り A4サイズ 24ページ
行政情報ページ 19ページ
(表紙、死亡後の市役所内外の手続き案内、市役所フロアマップなど)
協賛企業広告ページ 5ページ

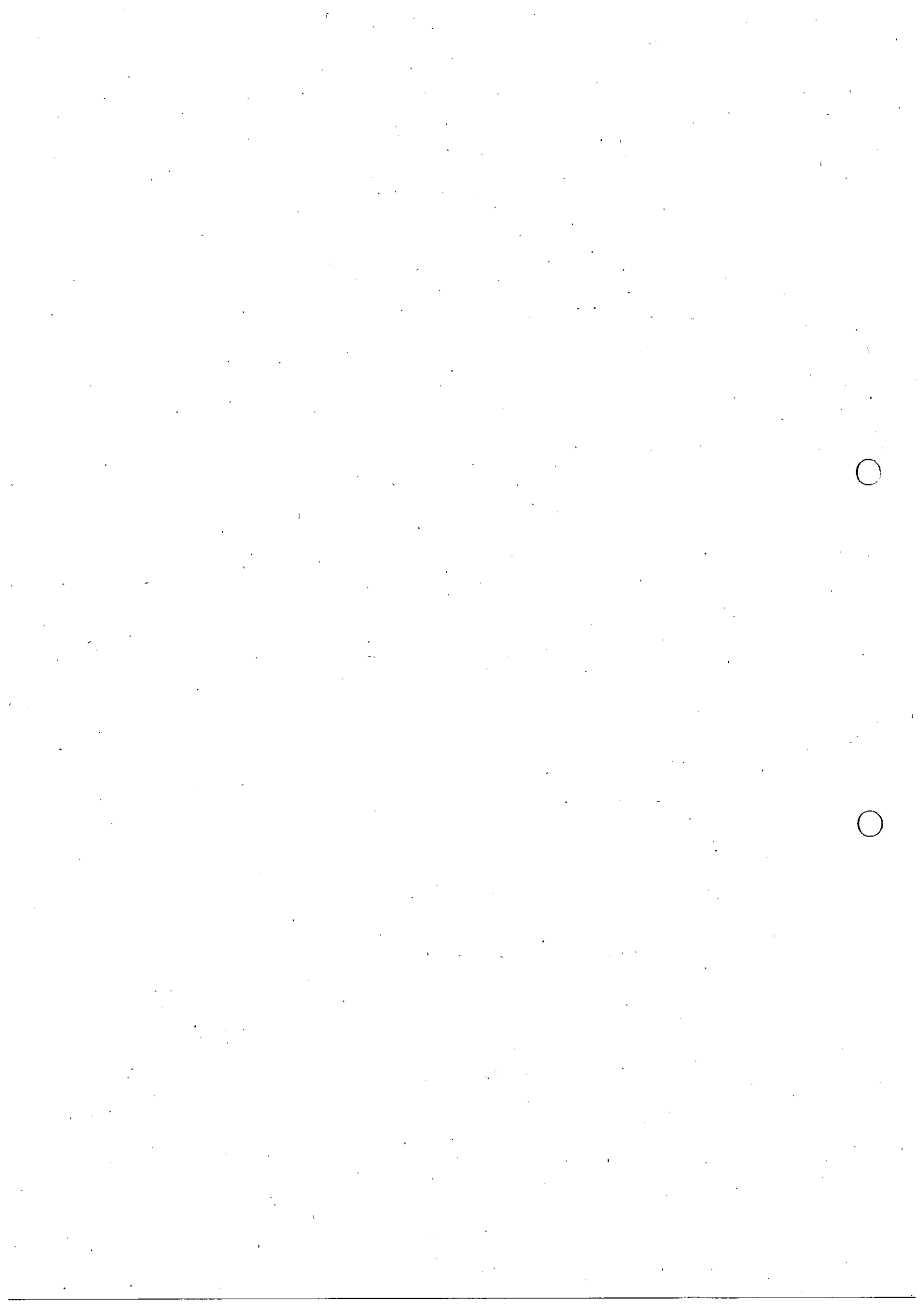
○配布時期等

- ・令和3年10月1日から
- ・死亡届を提出された際にお渡しするほか、市役所総合窓口課および諸証明サービスコーナーにて希望者に配布
- ・栗東市ホームページからもダウンロード可能

○発行部数 1,200部 1年毎に更新あり

○官民協働発行事業者

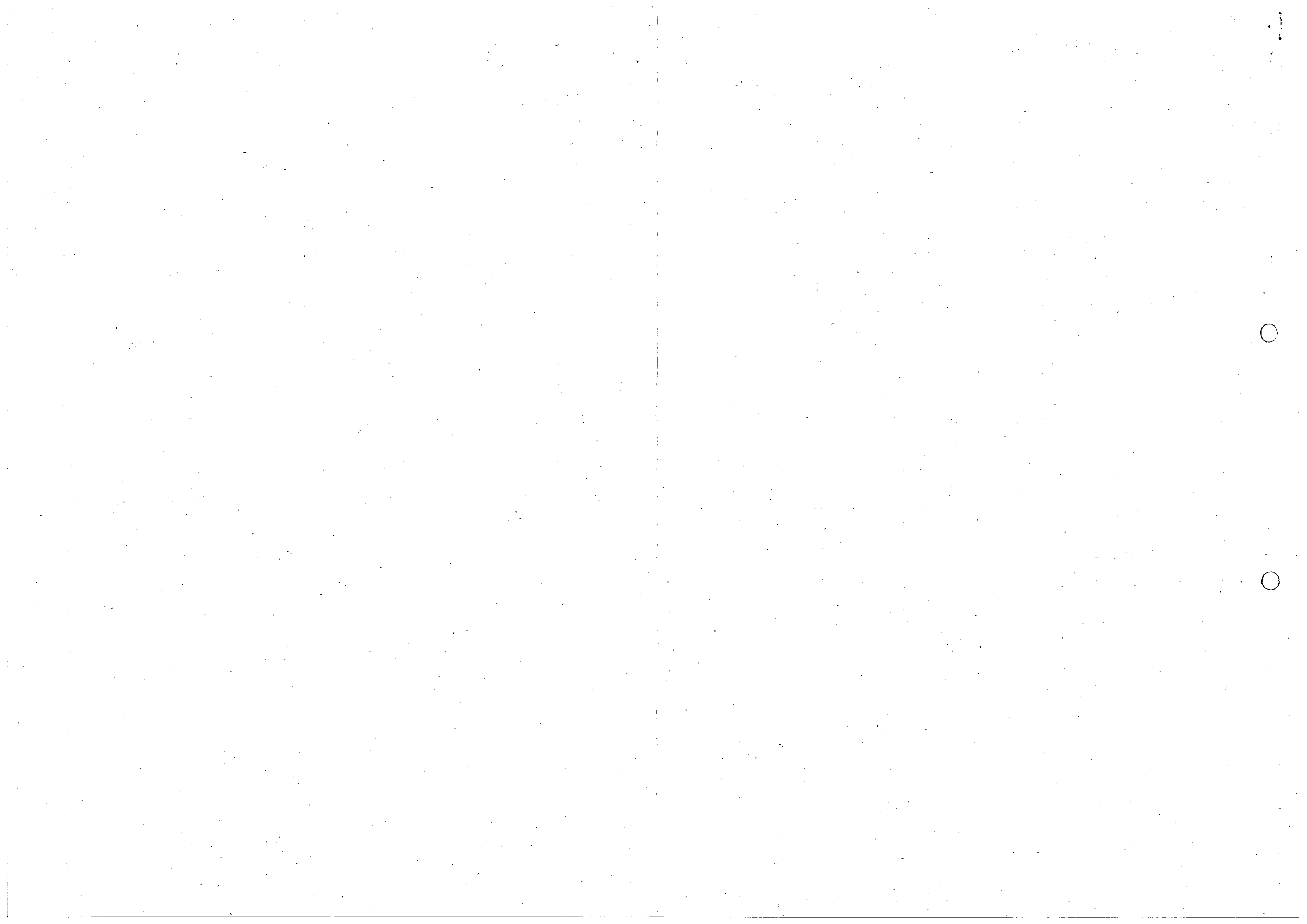
- | | |
|----------|---|
| 株式会社ホープ | (福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F) |
| 本市での実績 | オリジナル婚姻届・婚姻手続き早わかりBOOK、
子育て情報誌、空き家対策リーフレット |
| 県内他市での実績 | 長浜市 |



ため池調査整備事業(防災重点農業用ため池)スケジュール(案)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
全池	↔																															
	ハザードマップ作成 10池																															
灰塚池 坊袋池					↔								↔				↔				↔				↔				↔			
					諸元調査、耐震調査								事業計画策定 (調査結果がNGの場合、順次実施)				事業採択協議				《県営事業》 詳細設計				《県営事業》 防災工事							
					【国費補助率100%】								【国費補助率100%】																			
安養寺池 下谷田池 宮ヶ谷池 大日池 稻荷池 奥谷池 八王子池									↔								↔				↔				↔				↔			
									諸元調査、耐震調査								事業計画策定 (調査結果がNGの場合、順次実施)				事業採択協議				《県営事業》 詳細設計				《県営事業》 整備工事			
									【国費補助率100%】								【国費補助率100%】															

↔ 市事業
↔ 県事業



令和3年9月1日(水)

総合調整会議資料

令和3年度
教育に関する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価
(令和2年度事業対象報告書)

令和3年9月

栗東市教育委員会

はじめに

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、平成20年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に、その実施が義務づけられました。栗東市教育委員会では、平成19年度事業分から、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、さらに効果的な教育行政の推進を図ってまいりました。今回は、令和2年度事業についての点検及び評価を実施しました。

そして、主要な施策や事務事業の点検及び評価の結果については、その報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、広く市民へ公表することにより、教育行政としての説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進するものです。

実施方法

1. 栗東市教育振興基本計画に掲げた基本的方向ごとの施策について、令和2年度に策定した教育方針及び重点事業を対象とし、点検及び評価を行う。
2. 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、部・課の目標に沿って、事業の課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
3. 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育委員会において点検及び評価を行う。
4. 点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を議会へ提出し、市民に公表するものとする。

目次

<u>教育委員会の活動状況について</u>	1
1. 教育委員会教育長および委員構成	1
2. 教育委員会の開催状況	2
3. 教育訪問の実施状況	3
4. 教育委員会教育長および委員の主な活動（学校・園行事への参加等）	3
<u>令和2年度 栗東市教育方針について</u>	4
<u>教育振興基本計画の施策体系について</u>	10
<u>施策の点検・評価について</u>	12
1. 人権・同和教育の推進	12
(1) 一人ひとりの人権意識の高揚	
(2) 人権・同和教育と啓発の推進	
(3) 職員の資質向上	
2. 就学前教育の充実	17
(1) 豊かな感性と想像力にあふれる子どもの育成	
(2) 基本的な生活習慣の確立	
(3) 食育の推進	
(4) 特別支援教育の推進	
(5) 人権を大切に作る心を育てる教育の推進	
(6) 地域・家庭での子育て支援	
(7) 保護者の子育て力の向上	
(8) 人材育成・確保	
(9) 地域の人々と連携・協働した子育て支援	

(10) 教職員の資質向上	
(11) 規範意識・道徳性の芽生えを育む教育	
(12) 職員の危機管理意識の向上	
3. 学校教育の充実	31
(1) 確かな学力の育成	
(2) 教育環境の充実をはかる	
(3) 豊かな心の育成	
(4) 健やかな体の育成	
(5) 子どもたちの育ちを支える取組	
(6) 教職員の資質向上	
(7) 信頼される学校づくり	
(8) 給食を通じた食育の推進を図る	
(9) 学校給食の充実を図る	
4. 生涯学習の充実	53
(1) 生涯学習のまちづくり	
(2) 自然を活用した環境学習	
(3) 貸出を中心とした資料提供を行う	
5. 青少年の健全育成	61
次代を担う青少年の健全育成	
6. 生涯スポーツの振興	62
スポーツに親しむ機会や施設を充実させたまちづくりを進める	
7. 市民文化や芸術活動の振興	63
文化芸術活動に参画できる機会の提供と組織の充実を進める	
8. 文化遺産の保護と活用	64
文化遺産を守り伝え、まちづくりに活かす	

教育委員会の活動状況について

1. 教育委員会教育長および委員構成（令和2年度）

職名	氏名	任期	備考
教育長	福原 快俊	平成28年4月2日 ～令和4年4月1日	
教育長 職務代理者	太田 加代子	令和元年10月1日 ～令和5年9月30日	教育長職務代理者 令和2年10月1日から 保護者代表
委員	内記 一彦	平成27年4月1日 ～令和4年9月30日	
委員	田中 和子	平成28年10月1日 ～令和6年9月30日	
委員	朽木 徳壽	平成29年10月1日 ～令和3年9月30日	

2. 教育委員会の開催状況

教育委員会定例会12回及び臨時会4回を開催したなかで、議案14件、協議事項4件、報告事項41件について審議を行いました。

【議案】

- 第1号 専決処分事項の報告について（栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について）
- 第2号 専決処分事項の報告について（栗東市立教育研究所規則の一部を改正する規則について）
- 第3号 専決処分事項の報告について（栗東市就学援助費受給者特別給付金給付要綱の制定について）
- 第4号 栗東市子育て教育連携推進協議会設置要綱の制定について
- 第5号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度事業対象報告書）（案）について
- 第6号 栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 第7号 令和3年度使用栗東市立各小中学校教科用図書の採択につき議決を求めることについて
- 第8号 専決処分事項の報告について（職員の処分について）
- 第9号 栗東市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示について
- 第10号 栗東市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する告示について
- 第11号 栗東市屋外体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 第12号 栗東市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について
- 第13号 栗東市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示について
- 第14号 栗東市指定有形文化財の指定解除について

3. 教育訪問の実施状況

本年度は、令和3年1月に大宝幼稚園分園、大宝東小学校及び栗東西中学校で保育・学習状況を中心に視察を行うとともに、校・園間の連携をより強化することを目的とした教育委員学校園訪問を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校園訪問は中止しました。

しかし、学校園訪問を実施するにあたり、事前に提出していただいた資料に基づき、各校・園が経営管理計画や保育目標などに基づく取り組みを工夫しながら進められている状況や学校園間の連携などを確認しました。

今後も引き続き相互の連携を確認し強化するため、保育園・幼稚園・幼児園を含めた教育訪問を実施します。コロナ禍ではありますが、新しい生活様式の中での学校園生活において、新たな課題や行事等の見直しもなされ、それらの課題の共有など教育現場と教育委員会との共通認識を深めていきます。

4. 教育委員会教育長および委員の主な活動（学校・園行事への参加等）

- ・新規採用教職員辞令交付式・県費教職員新任式
- ・保育園・幼稚園・幼児園入園式、小・中学校入学式
- ・教科用図書第二採択地区協議会
- ・総合教育会議
- ・定例校長会・講話
- ・小・中学校卒業式、保育園・幼稚園・幼児園卒園式
- ・その他社会教育、文化、体育等各種行事に参加

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、諸行事が中止となりました。会議や行事が開催されたものについては、感染対策を施した上で実施しました。

令和 2 年度 栗東市教育方針

《 はじめに 》

わが国では、少子化による人口減少と高齢化が進む中、地域格差・経済格差など社会構造が変化し、核家族化やライフスタイル、個人の価値観の多様化が進んでいます。

物が溢れ、多様な選択肢の中から選び取れる豊かな時代であり、AI や IoT など高度な情報技術が進み、ICT によるコミュニケーション方法も大きく変化し、便利な生活が浸透しています。一方で、家庭や地域社会での人間関係が希薄化し、子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化してきたことは、子どもたちの基本的な生活習慣の定着、規範意識、社会性の獲得、学ぶ意欲や基本的な学力・体力の向上に大きな影響を与え、いじめや不登校等の問題を複雑化させる要因ともなっています。

そして、地震・風水害などの大きな自然災害や、子どもが巻き込まれる犯罪や事故の増加に伴い、子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整備することがますます重要となってきています。一方で、登下校の見守り活動など人と人との絆や、住民が支えあう地域のつながりの大切さを改めて認識して、自助・共助・公助のありかたを再確認することとなりました。

また、わが国には歴史文化遺産が多く、そのうちいくつかはユネスコ世界遺産・無形文化遺産に登録され、海外からもわが国の伝統・文化への国際的理解が進みました。加えて 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催により、一層の国際的な交流の機会が期待され、多文化の共生やグローバルな思考により、個性や多様性を尊重する社会が求められています。

このような変化の中でも、教育は人格の完成を一貫してめざすものであり、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であるとの認識にたち、生きるうえで大切な道徳性や豊かな人間性を育み、また国家や社会の形成に向けて主体的に力を発揮する人を育成するものでなければなりません。

本市の人口は昭和 35 (1960) 年以降増加の一途を辿っており、特に近年は若い世代の人口増加とあいまって、合計特殊出生率は、全国平均や滋賀県平均と比べても極めて高い水準となっています。しかし、年少人口は減少局面にあり、将来的に人口減少は避けられず、その状況の中でも安定・継続したまちづくりが可能な人口・年齢構造の確保に努める必要があります。

また、技術革新は、これまでの延長ではなく、市民の暮らしやビジネスに新たな創造による変革をもたらす可能性があり、こうした社会の変化に対応できる教育に取り組む必要があります。

一人ひとりが自分を大切にし、自分と同じように他の人を大切にする人を育てる教育理念のもと、家庭教育から子育て保育、幼児教育から学校教育、社会教育へとつなぎ、家庭の経済状況や障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して学ぶことができるよう、教育機会を確保することがますます重要になっています。人生 100 年時代を見据えた生涯を主体的に生きる人づくりを図っていくことが重要です。

次代を担う子どもたちには、予測のつかない激しい社会の変化にあっても、受身にならず積極的に未来を切り拓くために、AI では不可能な「意味の理解」「考え創造する力」「思いやる心」など人間独自の確かな学力を身につけ、豊かな人間性、社会性を備え、

自らの力で考え、課題を解決していく心豊かでたくましく「生きる力」を育むことが必要です。

そして、価値観が多様化する中で、市民個々の年代やニーズにあわせて、生涯にわたる学習活動を行うことは、個人の資質向上だけでなく、「地域づくり」といった活性化につながります。そのためには、教養、スポーツ、歴史、文化を通じ、地域の社会教育を推進し、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりが重要となっています。すべての市民が生涯を通じて学び合い、主体的に生きるため、様々な学習機会の提供や環境整備が求められています。

これらを踏まえ、本年度教育方針として、第六次栗東市総合計画に掲げられている「いつまでも 住み続けたいなる 安心な元気都市 栗東」の具現化を図るため、総合教育会議の中で、市長と教育委員会が緊密に連携し、学校・園・家庭・地域が目標を共有し、役割と責任を果たしながら、「将来の夢に向かってきらり瞳輝く栗東の子ども」「いつまでも、学び続ける 栗東市民」「文化、芸術活動を実践する 栗東市民」をめざし、知・徳・体の調和のとれた『心豊かにたくましく生きる人の育成』に一貫して取り組んでいくことが求められます。

以上、令和2年度においては、重要な柱として、

- 1 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育、平和教育の推進
- 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる一貫した教育の推進
- 3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

の三つを掲げ、『心豊かにたくましく生きる 人の育成』をめざし、変化への対応と不易の部分との調和を大切にしながら、第3期栗東市教育振興基本計画に掲げた教育の基本目標の「人づくり」「まちづくり」「地域づくり」を基礎に、栗東市の教育の推進に努めます。

《 三つの重要な柱 》

- 1 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育、平和教育の推進

市民に人権尊重の理念が普及するためには、就学前教育や学校教育及び社会教育等の各分野において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めることが重要です。そこで、人権問題を自分のこととしてとらえ、差別をなくすための実践に結びつくよう学習内容や手法に一層の工夫を加え、学校・園・家庭・地域等が連携し、あらゆる場で人権尊重の精神を育み、自分を大切に、自分と同じように他の人を大切にすることに努め、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまちづくりをめざします。また、市民に「心をつなぐふるさと栗東」平和都市宣言の理念や平和の大切さを考える機会の提供の継続に努めます。

- 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる一貫した教育の推進

21世紀を生きる未来ある子どもたちには、教育基本法に示された教育理念の実現に向けて、0歳から15歳を経て、さらに成人まで、責任ある社会の一員として自立していくための基礎を育てることが重要であり、基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着に努め、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間の育成をめざします。そのため、基礎基本を身に付け、自ら学び、自ら考え判断する力、ことばを使いこなして豊かなコミュニケーションをする力、情報活用能力などの「確かな学

力)、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そして、たくましく生きるための「健康や体力」の向上を図るとともに、食育や道德教育の充実、地域に根ざした多様な体験活動の推進により「主体的に生きる力」の育成に努めます。さらに、子ども、保護者、地域から信頼される学校・園づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を通じて、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

社会や経済が急激に変化し、価値観が多様化する中で、人々は常に新しい知識の習得や心の豊かさなど生きがいのための学びを求めています。

これらの学習需要に応えることは、学習者の自己実現だけでなく、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、市民の社会生活の充実にとっても大切なことです。このため、広く市民がライフステージに応じた学びができるよう「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」取り組める学びの情報や場の提供、文化・芸術活動の振興、文化遺産の保護と活用、スポーツ活動などの推進に努め、生涯にわたる学習活動を支援するとともに地域の社会教育を推進し、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりに努めます。

《 具体的な取り組み方針 》

1 人権・同和教育の推進

人権が尊重されるまちづくりをめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、多様な機会と場において取り組みを進めてきました。その結果、人権問題に対する理解や認識は高まりつつありますが、インターネット社会における悪質な差別事象をはじめ、未だに予断と偏見による差別事案・事件などが発生しています。

そこで、このような今日的状況を踏まえて、より一層市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、地区別懇談会や市民のつどいなどの各種研修会を内容や手法を工夫しながら実施します。また、栗東市人権教育地域ネット事業により、学校・園と地域が連携し、小学校区・中学校区ごとの研修会などを通して、人権が尊重された学校・園、家庭・地域の実現をめざします。

さらに、今年度は、「人権・同和問題に関する住民意識調査」を実施し、その結果をもとに、「栗東市人権・同和教育基本方針」ならびに「第五次輝く未来計画（栗東市人権・同和教育推進5か年計画《R3～R7》）」の策定に向けた検討を行い、人権・同和教育および啓発のあり方や体制の見直しを進めます。

2 就学前教育の充実

就学前保育教育では、人権を基盤として、「遊び」を通しての指導を行い、多様で豊かな生活体験を積み重ねながら、非認知的能力を育てていきます。また、「早ね・早おき・朝ごはん運動」をはじめとしたくりちゃん元気いっぱい運動や「子育てのための12か条」の取り組みを継続し、基本的な生活習慣の定着と、感謝の心や規範意識・道徳性の芽生えを育み、生涯にわたる「生きる力」の基礎を培います。園では、子どもが心身ともに満たされ安定して自立していくために、子ども一人ひとりを受容しながら、「心も体も健やかな子ども」「よく考え行動し、思いやりの

ある子ども」「よく遊び、豊かな感性と創造性にあふれる子ども」の育成に努めます。更に、就学前から小学校へ「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目安とした子どもの「育ち」をつなぎ、発達と学びの連続性・一貫性のある教育・保育を円滑に行えるよう取り組んでまいります。

また、園は家庭との連携を密にし保護者と相互理解を図り、保護者の子育て力の向上を目指すとともに、地域の人々と連携・協働しながら子育て支援に取り組みます。

すべての家庭が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長していくために、人材確保に努めるとともに、職員は、園内外の研修などに参加し、学びを深め、資質向上に努めます。

3 学校教育の充実

学校教育では、次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成や、安全・安心で信頼される教育環境づくり、規律ある学校づくりを推進します。また、就学前から小学校、小学校から中学校へ、子どもたちが身に付けた力を確実に伸ばしていけるよう、明確なビジョンの下にこれまで以上に校園の連携の質を高めるとともに、それぞれの段階を確実につなぐ「接続」を意識した実践の充実を図っていきます。

『確かな学力の育成』では、小学校で「きらりフル チャレンジ（くりちゃん検定）」を実施し、学習習慣や基礎学力の定着を図ります。また、中学校で「きらりフル チャレンジ～栗東市学力調査～」を実施し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や個別支援に取り組み、生涯にわたって能動的に学び続ける力の育成に努めます。

また、小学校・中学校、さらに高等学校への接続を考えた「ことば」での発信力を育成するため、くりちゃん元気いっぱい運動第4弾「ことばのチカラ・プロジェクト」として、小中連携を軸に授業改善に努め、系統的な言語能力の育成と英語教育のさらなる充実を図ります。

『豊かな心の育成』では、児童生徒の自尊感情を育む人権・同和教育の更なる推進を図ります。

また、授業改善による道徳科の一層の充実と努めるとともに、体験活動の推進を図ります。さらに今後は、社会生活を営む上で基本となる規範意識を育むためにこれまで取り組んできた「ありがとうが言える子育て」運動や「よりよく生活するための12か条」を発展統合し、0才から15才を経て成人まで、一貫した成長を支える仕組みづくりに向け、子育てと教育、生涯学習を結ぶ一貫したプラン「くりちゃんビジョン（仮称）」を構築し、家庭、地域、園、学校の目標共有を図ります。

『健やかな体の育成』では、「早ね・早おき・朝ごはん運動」の取り組みを継続し、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、基礎となる「食育」を推進します。また、安全教育の充実を通じた「自分の命は自分で守る」子どもの育成を図ります。また、さらに、体育や保健に関する指導に積極的に取り組み、子どもの体力の向上と健康の保持増進に努めます。

『子どもたちの育ちを支える取組』では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、日本語指導員の派遣やサポート支援員、特別支援教育支援員の各校への配置を行うとともに、児童生徒支援教室事業を通して「児童生徒支援の充実」を図り、また「栗東市いじめ防止基本方針」に基づく「いじめを許さない学校づくり」、特別支援教育推進計画に基づく「特別支援教育の充実」に努めます。

『信頼される学校づくり』では、地域教育力の活用や学校情報の提供などを通じて、地域に根ざし開かれた特色のある学校づくりに努めます。

『教職員の資質向上』では、校内研修の充実をはじめ、研究奨励事業の実施や研修講座への参加等を通して教職員の指導力向上を図るとともに、学校教育に対する市民の期待に応えられるよう教職員としての資質の向上を図ります。

『教育環境の充実をはかる』では、児童・生徒数の動向に応じて今後も学校施設の管理・整備を適切に進めるとともに、よりよい教育環境づくりのため学習指導や生徒指導などにおいて、きめ細かな学校運営を推進し、学校施設老朽化、長寿命化対策として、適切な施設維持や校舎・体育館のトイレの洋式化を含めた大規模改造を年次的に進めていきます。学校給食共同調理場では、学校給食衛生管理基準に則した運営を行い、安全・安心で栄養バランスのとれた給食提供と給食を生きた教材として食育を推進します。

学習指導要領の改訂に伴う、プログラミング学習など新たな学習活動を可能にする環境整備と共に、学習を最適化する1人一台を目指した学校ICT等環境整備を段階的に進めていきます。また、学校の働き方改革を進めるための校務支援ツールの導入を図ります

4 生涯学習の充実

生涯学習は、市民一人ひとりが主体的に学習し、それを活かした活動を地域づくりへと展開することにより、生涯学習のまちづくりへと繋がっていきます。

こうしたまちづくりを進めるため、必要課題や要求課題を踏まえながら、はつらつ教養大学をはじめとした生涯学習事業や親子で参加できる講座等の充実により、今日的課題等の解決につながる学習の機会を提供し、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも自由に学び、学ぶことの素晴らしさに気づき、自己を豊かに高めていくため、生涯学習の推進を図ります。

「栗東市立図書館基本的運営方針」に基づき、すべての市民の読書活動や生涯学習を支えるため、資料、情報を収集し、貸出を中心とした資料提供を積極的に行います。

また、「第3次栗東市子ども読書推進計画」に基づき、児童書の収集、提供を行い地域や家庭で子どもが自然に読書に親しみ、自主的に読書活動を行う事ができるよう読書推進に取り組みます。

自然体験学習センター(森の未来館)における森林環境学習「やまのこ」事業や、自然観察の森では観察会等イベントを通して、都市近郊に残る身近な自然を活用した貴重な環境学習の場として有効活用を図ります。

5 青少年の健全育成

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、次代を担う青少年の健全育成は社会の責務であり、青少年が心身ともに健やかに成長することは市民すべての願いです。

そのため、子どもたちの道徳性や規範意識の定着、さらに家庭での子育て支援を図るため「ありがとうと言える子育て」運動や「子育てのための12か条」の取り組みを地域、学校、園や関係機関等と連携しながら積極的に推進していきます。

それらの取り組みにより、家庭や地域社会など社会全体で子育てに関わり、同じ目標を持ち、子どもたちを守り育てる環境づくりに努めます。

また、青少年の非行防止や健全育成を図るため、少年センターでは少年補導委員

会をはじめとする関係機関との連携を深め、各校・園での非行防止教室等の開催、支援の必要な青少年への相談活動や継続した指導・援助に取り組みます。さらに、補導・啓発活動では、青少年との対話、声かけを大切にするとともに、青少年自らが啓発活動に取り組む機会を設けていきます。

6 生涯スポーツの振興

スポーツは、心身の健全な発達に必要不可欠であるとともに、人と人との繋がりを深め地域コミュニティの再生をはじめ、人生をより豊かで充実したものにします。

こうしたスポーツの意義に対し、昨今の高齢化の進行や健康志向などにより、スポーツ振興への期待が高まっています。市ではスポーツ推進計画の見直しを行い、市民各々のライフステージやライフスタイルに応じて生涯スポーツに親しむ機会や施設を充実させたまちづくりを進めます。

また、4年後の国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会を見据え、市スポーツ協会をはじめ、様々な団体と連携して競技スポーツの振興と競技者の育成を図るとともに、滋賀県開催準備委員会の開催準備総合計画に合わせて、本市開催決定以外の種目についても可能性を検討し、種目会場の整備や大会に向けた広報活動など、開催への準備を進め、あわせて栗東市民体育館改修に向けた実施設計を行います。

7 市民文化や芸術活動の振興

文化・芸術は、創造性や心のつながりを育み、相互に理解し尊重し合う社会を形成する礎となるものです。

これらの意義を通じて、市民の生活を心豊かで充実したものにするため、引き続き文化振興計画に基づき、情報共有、交流、連携、協働などにより誰もが文化・芸術に親しみをもち、文化芸術活動に参画できる機会の提供と、自主的な活動を行うための組織の充実を進めます。

また、栗東芸術文化会館さきらを継続して市民の文化芸術活動の拠点施設として位置づけ、指定管理者を中心に文化協会、音楽振興会等の団体とともに、市民に親しまれる芸術文化事業を推進します。

8 文化遺産の保護と活用

文化遺産は市民共有の財産であり、地域への誇りや愛着を深め、地域社会の連帯感を育む資源として重要なものです。

こうした文化遺産を大切に守り伝え、地域でのまちづくりに活かされるよう努めるとともに、指定等文化財の所有者などが行う保存、修理事業等を支援し、文化財防火訓練などを通じて防災・防犯に対する意識の高揚と設備の充実を図ります。

埋蔵文化財については、開発状況等適確な社会情勢の変化の把握に努め、調査を行い、出土した遺物は適切に保存するとともに出土文化財センターを通じて関係機関と連携し、情報を発信します。

また、歴史民俗博物館では、地域資料を収集、保存し、調査研究を進め、展覧会を開催するなど、市民とともに楽しみ、広く活動することに取り組みます。

なお、文化財保存活用地域計画の策定に着手し、より充実した文化遺産の保護と活用のあり方を検討してまいります。

栗東市教育振興基本計画の施策体系

心豊かにたくましく生きる人の育成	① 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む	(1) 確かな学力を育む SDGs④	① 「きらりフル チャレンジ」の改革 ② 言語能力の育成 ③ 「きめ細やかな指導」の充実 ④ 学校ICT等環境整備の推進
		(2) 豊かな心を育む SDGs④	① 人権・同和教育、平和教育の啓発と推進 ② 道徳教育の充実 ③ 体験活動の推進と社会性の向上
		(3) 健やかな体を育む SDGs③	① 基本的な生活習慣の定着 ② 食育の推進 ③ 体力の向上と健康の保持増進
		(4) 子どもたちの育ちを支える SDGs④	① 児童生徒支援の充実 ② 特別支援教育の推進
	② 社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う	(1) 人権を尊重する社会をつくる SDGs⑤	① 住民啓発の充実 ② 男女共同参画の視点に立った保育、教育の推進 ③ 職員の資質向上
		(2) 家庭・地域の連携により教育力を高める SDGs④	① 青少年の健全育成・若者の社会参加の促進 ② 家庭教育の充実に向けた生涯学習の支援 ③ 家庭の教育力の向上 ④ 就学前保育教育の提供、人材育成・確保
		(1) 信頼される校・園をつくる SDGs⑪	① 地域に根ざし、社会に開かれた校・園づくり
		(2) 教職員の働き方改革と資質向上をはかる SDGs⑧	① 教職員の指導力の向上 ② 組織対応と外部機関との連携強化 ③ 働き方改革により子どもと向き合う時間の確保
	③ 安全・安心で信頼される教育環境をつくる	(3) 教育環境の充実をはかる SDGs④	① 校・園施設の整備 ② 小・中学校、幼稚園等給食の充実
		(4) 校・園における安全確保と安全教育の推進をはかる SDGs⑪	① 交通安全の確保とスキルの育成 ② 危機対応のできる安全・安心な校・園づくりと地域の連携

人の育成 心豊かに たくましく生きる	④人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる	(1) 生涯学習の場の充実を図る SDGs④	① 各地域拠点施設を活用した生涯学習の推進
			② 生涯学習関連施設の利用促進
			③ 図書館機能の充実
			④ 文化財の保護・保全・活用
		(2) 生涯学習推進の成果を活かす場をつくる SDGs④	① 生涯スポーツの振興
			② 市民文化や芸術活動の振興

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 人権教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う
基本項目	(1)	人権を尊重する社会をつくる
具体的な取り組み	①	住民啓発の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	1. 人権・同和教育の推進
施策（重要施策）	一人ひとりの人権意識の高揚

令和2年度重点事業

目標項目	「人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会」の活性化
目標水準	感染拡大防止対策等で実施予定の変更等が予想されるが、全自治会での実施をめざす。
どの水準まで達成したか	自治会ごとの啓発活動を代替事業として実施した。社会同和教育推進員向けに、説明会を実施し、研修の機会を持つことができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の事業となり、モデル事業を中止としたこと、代替事業として展開した啓発活動で内容が十分に伝わったのかについては真摯に向き合う必要がある。 ・コロナ禍ならではの取組は、本課事業の多様化につながった部分があるので、今後の教育・啓発活動に活かす。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 人権教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う
基本項目	(1)	人権を尊重する社会をつくる
具体的な取り組み	①	住民啓発の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	1. 人権・同和教育の推進
施策（重要施策）	一人ひとりの人権意識の高揚

令和2年度重点事業

目標項目	住民意識調査による現状把握及び課題分析
目標水準	住民意識調査を実施し、市民の意識変容について分析し、今後の事業に反映する。
どの水準まで達成したか	課の保存データとリンクすることにより15年間の経年分析ができ、来年度からの計画策定に活かすことができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	項目の設定や業者委託までの日程が厳しかったことから、次回調査については、項目の見直し時期や委託業務の進め方について具体的に引き継ぎ内容を整理する。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 人権教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う
基本項目	(1)	人権を尊重する社会をつくる
具体的な取り組み	①	住民啓発の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	1. 人権・同和教育の推進
施策（重要施策）	一人ひとりの人権意識の高揚

令和2年度重点事業

目標項目	第五次輝く未来計画（人権・同和教育推進5カ年計画）策定
目標水準	現行の方針・計画の見直しを図り、新しい方針・計画の原案を作成する。
どの水準まで達成したか	12月23日～1月19日にパブリックコメントを実施し、審議を経て2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針ならびに第五次輝く未来計画を策定した。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	法整備や社会情勢の変化により、使用する文言について細心の注意が必要であり、細部を詰めるために十分な協議を計画的に進めるよう内容を整理し引き継ぐ。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(2)	豊かな心を育む
具体的な取り組み	①	人権・同和教育、平和教育の啓発と推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	1. 人権・同和教育の推進
施策（重要施策）	人権・同和教育と啓発の推進

令和2年度重点事業

目標項目	人権・同和教育と啓発の推進
目標水準	園長、主任、人権・同和教育担当者を対象に研修会を実施し、人権教育推進をめざす。
どの水準まで達成したか	園長、主任、人権・同和教育担当者を対象に研修会を実施し、それに基づき各園で職員研修を行い、職員の人権意識の向上につながった。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	・研修の気づきを日々の保育に繋げ、各園において人権尊重を基盤とした保育をさらに推進するとともに、保護者啓発に結び付けていく必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもの健やかな育ちを支え合う
基本項目	(1)	人権を尊重する社会をつくる
具体的な取り組み	③	職員の資質向上

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	1. 人権・同和教育の推進
施策（重要施策）	職員の資質向上

令和2年度重点事業

目標項目	人権・同和教育と啓発の推進
目標水準	人権・同和教育に係る指導訪問を行い、職員の資質向上をめざす。
どの水準まで達成したか	計画に基づき、人権・同和教育に係る指導訪問を行うことで、取り組み状況を把握し、助言を行った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で、事後訪問を行うことができなかったため、次年度の取り組みについては、進捗状況について把握し、的確な助言を行っていく必要がある。 ・さらなる人権啓発推進に向けて、それぞれの園での取り組みを共有する機会を作る。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(2)	豊かな心を育む
具体的な取り組み	③	体験活動の推進と社会性の向上

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	豊かな感性と創造力にあふれる子どもの育成

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	「保育教育全体計画」に基づき、就学前教育推進を図るとともに、新任職員研修・新任巡回指導研修を実施する。
どの水準まで達成したか	新任職員研修・新任巡回指導研修を実施し、保育指導や助言を行うことができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育の充実を図るために、それぞれの経験にあわせた研修内容や職員自身が学びたいと考える研修内容を提供できるように内容についてさらに検討をする。 ・主体的に環境にかかわって遊ぶ子どもの姿から、遊びの中の学びをみとる力をつけられるように職員の力量を高める。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(3)	健やかな体を育む
具体的な取り組み	①	基本的な生活習慣の定着

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	基本的な生活習慣の定着

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	「早ね・早おき・朝ごはん運動」の取り組みを継続して、基本的な生活習慣の定着をめざす。
どの水準まで達成したか	「早ね・早おき・朝ごはん運動」の取り組みを通して、毎朝食事を摂取している割合が増加した。（全体の96.13%）
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを園だよりや研修の場で伝え、家庭において健康な生活リズムがつくよう取り組んでいく。 ・生活習慣アンケートを引き続き実施して、「早ね・早おき・朝ごはん」の定着度を把握する。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(3)	健やかな体を育む
具体的な取り組み	②	食育の推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	食育の推進

令和2年度重点事業

目標項目	食育の推進
目標水準	給食を通じた食育の推進を図り、園児や保護者に向けて食育啓発を行う。
どの水準まで達成したか	年間を通して食育会議、給食会議を実施し、食育推進と給食提供について適正な運営管理を行った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も食育会議や給食会議を通して、食育推進に向けて意識向上を図る。 ・食育研修の開催や給食だよりを通して、引き続き食の大切さを保護者啓発していく。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(4)	子どもたちの育ちを支える
具体的な取り組み	②	特別支援教育の推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	特別支援教育の推進

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	特別支援教育にかかる巡回訪問や研修会を実施し、各園の支援体制の充実をめざす。
どの水準まで達成したか	各園へ巡回訪問や研修会を実施し、情報提供やより良い支援方法について検討することができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な支援を学ぶ機会としての研修会を開催し、職員の専門性を高めていくことが必要である。 ・関係機関との円滑な連携体制を構築し、個々に応じた支援の実践を図る。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う
基本項目	(1)	人権を尊重する社会をつくる
具体的な取り組み	②	男女共同参画の視点に立った保育、教育の推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	人権を大切にする心を育てる教育の推進

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	人権を大切にする心を育てる教育を行うため、職員自ら正しい理解と認識を深める研修等の周知を行う。
どの水準まで達成したか	様々な人権課題について、園内研修の中で語り合い、認識を深めることができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修の情報を伝えたり、学び語り合う機会を設定するなど、職員自ら正しい理解を得るための環境づくりをする。 ・一人一人の個性を尊重する保育について、職員間で共有し、取り組みを推進する。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う
基本項目	(2)	家庭・地域の連携により教育力を高める
具体的な取り組み	②	家庭教育の充実に向けた生涯学習の支援

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	地域・家庭での子育て支援

令和2年度重点事業

目標項目	地域・家庭での子育て支援
目標水準	子育て支援事業を実施し、子どもの健全な心身の育ちを援助する家庭の教育力の向上を図る。
どの水準まで達成したか	園だより等で子育てに関する情報を伝えたり、日々の保護者対応の中で、子育てにかかわる情報提供を行った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が実際にどのような子育て支援を求めているのか、分析しながら新たな取り組みについても考えていく。 ・幼稚園、幼児園での預かり保育の実施は保護者の育児負担の軽減につながった。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う
基本項目	(2)	家庭・地域の連携により教育力を高める
具体的な取り組み	③	家庭の教育力の向上

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	保護者の子育て力の向上

令和2年度重点事業

目標項目	地域・家庭での子育て支援
目標水準	子育てに関する情報提供や研修会を開催し、子どもの健全な心身の育ちを援助する家庭の教育力の向上を図る。
どの水準まで達成したか	園だより等で子育てに関する情報を伝えたり、日々の保護者対応の中で、個別に相談を受けて、子育てに対する悩みを共有し、解決に向かった。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	・コロナ禍で保護者研修会等の開催ができなかったが、園だより等での情報発信を行った。今後はさらに他の方法でも情報発信ができるように検討していく必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う
基本項目	(2)	家庭・地域の連携により教育力を高める
具体的な取り組み	④	就学前保育教育の提供、人材育成・確保

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	人材育成・確保

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	就職支援研修会の開催や就職フェアへの参画を通して、人材確保に努める。
どの水準まで達成したか	就職支援研修会（講義4回、実習3回）を実施した。また就職フェアに参加した。（相談者4名）
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も就職支援研修会の開催や就職フェアへの参画を行い、人材確保に努めるとともに、就労が継続するための支援も検討する。 ・養成学校との連携や県保育協議会とも協働し、今後も人材確保に努める。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(1)	信頼される校・園をつくる
具体的な取り組み	①	地域に根ざし、社会に開かれた校・園づくり

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	地域の人々と連携・協働した子育て支援

令和2年度重点事業

目標項目	家庭・地域・学校の連携強化
目標水準	「子育てのための12か条」の取り組みを通して、地域・家庭・園との連携強化をめざす。
どの水準まで達成したか	ポスター掲示や園だより等を通じて、子育てのための12か条の重要項目について周知を図った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・改めて「子育てのための12か条」の取り組みの周知のため、各家庭にチラシ配布を行う。 ・保護者研修等に機会に、「子育てのための12か条」について触れ、その大切さを伝えていく。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(2)	教職員の働き方改革と資質向上をはかる
具体的な取り組み	①	教職員の指導力の向上

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	教職員の資質向上

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	専門性を高めるために、園内研修の推進をはかるとともに専門講座を開催する。
どの水準まで達成したか	各園の研究テーマに基づき、年間を通して保育実践を進めた。専門講座の開催も予定通りに行うことができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	・保育の充実にむけて各園での取り組み状況を把握し、専門講座の開催や訪問指導などを行う。さらに今日的な教育課題についても学び合う機会をもつ必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(2)	教職員の働き方改革と資質向上をはかる
具体的な取り組み	②	組織対応と外部機関との連携強化

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	教職員の資質向上

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	外部講師を招いて研修を行い、資質向上をめざす。
どの水準まで達成したか	外部講師を招いての研修は全体で1回（特別支援教育）開催した。園内研修で外部講師の研修は1か園が行った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> 多様で豊かな遊びの環境を整え、非認知能力を育てる保育を目指すために、さらに保育の学び合いの場を作ることが求められる。 今後も外部講師の研修会を設定し、目指す保育の共有化を図り、取り組みを推進する必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(2)	教職員の働き方改革と資質向上をはかる
具体的な取り組み	③	働き方改革により子どもと向き合う時間の確保

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	人材育成・確保

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	就職支援研修会の開催や就職フェアへの参画を通して、人材確保に努める。
どの水準まで達成したか	就職支援研修会（講義4回、実習3回）を実施した。また就職フェアに参加した。（相談者4名）
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・一日の保育を切れ間なく行い、子どもの思いに寄り添う保育を行うために今後も人材確保に努めていく。 また、業務の見直しを図り、事務の簡素化やICTの活用について、検討する。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(4)	校・園における安全確保と安全教育の推進をはかる
具体的な取り組み	①	交通安全の確保とスキルの育成

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	規範意識・道徳性の芽生えを育む教育

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	交通安全教室や園外保育等の体験を通しての指導内容について充実をはかる。
どの水準まで達成したか	年齢に応じて、紙芝居等の教材を利用し交通安全のルールを守ることの大切さを伝えた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も子どもの理解に合わせた教材を工夫し、交通ルールについて知らせていく必要がある。 ・交通マナーについて、保護者啓発を行い、園と保護者、地域とで子どもの安全を守る取り組みを推進する。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(4)	校・園における安全確保と安全教育の推進をはかる
具体的な取り組み	②	危機対応のできる安全・安心な校・園づくりと地域の連携

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	2. 就学前教育の充実
施策（重要施策）	職員の危機管理意識の向上

令和2年度重点事業

目標項目	就学前教育の充実
目標水準	外部研修の参加や毎月の避難訓練や年間2回の不審者対応訓練の実施をはかる。
どの水準まで達成したか	年間を通じ、避難訓練や不審者対応訓練を実施し、毎回課題についても記録に残し、様々な場面を想定して、対応を考えた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の計画について見直し、さらに多様な状況に対応できるように、日々の取り組みを積み重ねていく必要がある。 ・防災マニュアルに基づき、職員一人一人が緊急時に対応できるように日々の園内での共通理解をさらに深めることが求められる。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(1)	確かな学力を育む
具体的な取り組み	①	「きらりフル チャレンジ」の改革

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	確かな学力の育成

令和2年度重点事業

目標項目	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校「きらりフルチャレンジ」の推進 ・中学校「きらりフルチャレンジ～栗東市学力調査～」の推進
目標水準	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校「きらりフルチャレンジくりちゃん検定」において、漢字、計算の初回認定率が85%以上、最終認定率が95%以上となるよう、指導する。 ・「きらりフルチャレンジ～栗東市学力調査～」を中学校2年生で実施し、その学力調査結果をもとに、授業改善、個別支援につなげ、求められる力の育成に取り組む。
どの水準まで達成したか	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校「きらりフルチャレンジくりちゃん検定」について、4月実施の第1回検定はコロナ禍のため実施できていないが、第2回、第3回検定は実施できた。最終認定率は、100%に近い値となっている。 ・「きらりフルチャレンジ～栗東市学力調査～」を8月4日に市内3中学校2年生を対象に学力調査を実施し、各校において、結果の検討を進めた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校「きらりフルチャレンジくりちゃん検定」では、採点業務の負担が大きく、今後さらなる改善を要する。新学習指導要領が完全実施となっていることもふまえ、くりちゃん検定そのものの実施方法を検討することが急務である。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(1)	確かな学力を育む
具体的な取り組み	②	言語能力の育成

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	確かな学力の育成

令和2年度重点事業

目標項目	言語能力の育成に向けた研究の推進
目標水準	言語能力の育成にそれぞれの発達段階で、どのような手法が効果的であるかについて研究を進め、教育研究所研究発表大会において市内教職員への周知を図る。
どの水準まで達成したか	学校再開後の6月に、研究協力校にて実践前調査を実施。調査結果をもとに、6～7月にかけて授業実践を行った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	児童が、言語能力育成のために図書をより活用できるよう、学校図書館司書と教師が連携した授業実践を今後も進める必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(1)	確かな学力を育む
具体的な取り組み	③	「きめ細やかな指導」の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	確かな学力の育成

令和2年度重点事業

目標項目	「きめ細やかな指導」の充実
目標水準	「きらりフルチャレンジ」では、発達段階に応じて身につけておきたい「漢字や計算等の力」を示し、子ども自身が能力伸長に主体的に取り組めるようにする。支援員や学生スタッフの派遣を通して、個別指導の充実、授業改善の推進をはかる。
どの水準まで達成したか	各校からの要請により、学習支援員派遣回数が増え、個別支援の充実が図れた。家庭学習の習慣づけやふりかえり学習等の確立により、自信ややる気、達成感をもたせ、学習習慣や基礎学力の定着に向けて取り組むことができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	漢字や計算の検定システムを確立するために、事業の運営方法など、校長会・教務主任会等で情報交換しながら進めていく必要がある。また、各校と連携した体制を継続し、個別支援の充実を図ることで、児童生徒の学習意欲の向上を目指すことが課題である。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(1)	確かな学力を育む
具体的な取り組み	④	学校ICT等環境整備の推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	教育環境の充実をはかる

令和2年度重点事業

目標項目	学校ICT等環境整備の推進
目標水準	総務課情報政策係と連携しながら、近隣の先進地域からの情報や、取扱業者からの提案収集を積極的に行い、より効果的でコスト・パフォーマンスに優れ、実現可能な計画を立てる。また、各小中学校における情報教室の機器入替に際しては、将来的に「校内ICTセンター」としての活用を想定して、レイアウト等を進める。
どの水準まで達成したか	当初、5カ年計画で順次整備を図る予定であったが、コロナ禍により前倒しで令和2年度中にすべて整えることとなった。全国的な需要にも関わらず、整備を図ることができた。 総務課情報政策係と連携し、目標水準通りに計画を立て、遂行している。
達成度（5段階）	4
次年度に向けての反省点・改善項目等	今後も目標水準に則って遂行を続ける。また、「校内ICTセンター」については、GIGAスクール構想の実現に伴い、情報教室のよりよい活用法を協議し計画する。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(2)	豊かな心を育む
具体的な取り組み	①	人権・同和教育、平和教育の啓発と推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	豊かな心の育成

令和2年度重点事業

目標項目	人権・同和教育、平和教育の啓発と推進
目標水準	全教職員の人権感覚を高め、推進体制の確立を図るため、職員研修と研究授業・保育を2年サイクルとした学校・園訪問を実施する。また、計画指導訪問・事後訪問を行い、学校・園の取り組みを支援する。 保・幼・小・中・高・特別支援学校が連携した人権・同和教育担当者連絡協議会の開催により他校・園への理解を深め、「十里まちづくり」学習を核とした人権・同和教育の指導方法や指導内容について、意見交流を行うと共に、差別解消を自分ごととして捉え、行動していこうとする意識改革をめざした研修・啓発の在り方、効果的な研修・啓発方法の共有を図る。
どの水準まで達成したか	職員研修と研究授業・保育を2年サイクルとした学校・園訪問はコロナ禍ということで、管理職および担当者への訪問のみとした。各校での「十里まちづくり」学習を核とした人権・同和教育の指導については、逼迫した教育課程の中、可能な範囲で実施した。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	コロナ禍の状況に変化はないが、感染症対策などを徹底し、状況を注視しながら令和2年度の目標水準を最大限達成できるように工夫する。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(2)	豊かな心を育む
具体的な取り組み	②	道徳教育の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	豊かな心の育成

令和2年度重点事業

目標項目	道徳教育の推進
目標水準	子どもたちの心に響く「特別の教科 道徳」に向けた質の高い指導法の確立を図る。また、道徳教育についての研修会を行い、学校の全教育活動を通して取り組む道徳教育の活性化を図る。道徳の時間の全校的な授業公開を実施し、家庭や地域社会と連携した道徳教育を推進する。
どの水準まで達成したか	道徳教育については逼迫した教育課程の中、可能な範囲で実施した。他校や外部に出かけての研修会や公開授業はコロナ禍であることから中止せざるを得なかったが、校内での研修の充実を図ることができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	コロナ禍の状況に変化はないが、感染症対策などを徹底し、状況を注視しながら令和2年度の目標水準を最大限達成できるように工夫する。また、滋賀県教育委員会が推奨する「道徳さんさんプラン」に基づき、市内小中学校に「参画」「参観」「研鑽」を周知していく。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(2)	豊かな心を育む
具体的な取り組み	③	体験活動の推進と社会性の向上

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	豊かな心の育成

令和2年度重点事業

目標項目	体験活動の推進と社会性の向上
目標水準	各校、学校教育目標に基づいて、それぞれの地域や学校の特色を生かした「総合的な学習の時間」の教育的実践を展開する。
どの水準まで達成したか	新型コロナウイルス感染症のため、事業所の受け入れがなく、中学生チャレンジウィーク事業は中止となったが、県事業の「やまのこ事業」（小学校）は、総合的な学習の時間に位置付けられ、各校日帰りの日程で実施した。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	新学習指導要領では、「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習」に取り組むことが求められる。これを具現化する場の一つとして、総合的な学習の時間は欠くことのできない時間であり、この観点から、各校において、テーマ設定や学習活動を見直すことが求められる。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(3)	健やかな体を育む
具体的な取り組み	①	基本的な生活習慣の定着

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	健やかな体の育成

令和2年度重点事業

目標項目	「早ね・早おき・朝ごはん」の推進
目標水準	「くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～」の取り組みを継続し、さらに各校・園の実践や成果を互いに共有したり、各校・園の学校（園）だより等で啓発をしたりする。
どの水準まで達成したか	「くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～」の取り組みを継続し、各校・園の実践や学校だより等を使った家庭への周知を各校園で行った。
達成度（5段階）	3.
次年度に向けての反省点・改善項目等	朝ごはんを食べていない児童生徒への個別の声かけとあわせて、保護者・家庭に対する働きかけを継続し、基本的な生活習慣の定着を図る必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(3)	健やかな体を育む
具体的な取り組み	②	食育の推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	健やかな体の育成

令和2年度重点事業

目標項目	学校・保育園等における食育の推進
目標水準	食育基本方針や食に関する年間指導計画に基づく授業の実践や、家庭に対する学校園からの指導の充実をはかる。
どの水準まで達成したか	食育基本計画や、各校園の年間指導計画に基づく授業・保育の実践や学校だより等を使った家庭への周知を各校園で行った。 〈毎日朝ごはんを食べている児童生徒の割合〉 小学校目標値98%、実績値95.4% 中学校目標値95%、実績値95.2%
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	朝食摂取率は、小学校で目標達成できない状況が続いており、朝ごはんを食べていない児童生徒への個別の声かけやその保護者・家庭に対する働きかけを継続し、朝食を摂る習慣の定着を図る必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(3)	健やかな体を育む
具体的な取り組み	③	体力の向上と健康の保持増進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	健やかな体の育成

令和2年度重点事業

目標項目	児童生徒の体力の向上と健康の保持増進
目標水準	体育や保健に関する指導に積極的に取り組み、自ら進んで運動に親しむ資質や能力の育成、健康の保持増進を図る。
どの水準まで達成したか	コロナ禍の状況により、水泳の学習は中止せざるを得なかったが、体育の学習については、学習形態や内容を大幅に変更し、密にならないよう工夫して取り組み、体力の向上を図った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	コロナ禍の状況は変わらないが、コロナ禍で試行錯誤した1年の経験を活かし、子どもたちが運動する環境づくりに取り組む。また、水泳学習も積極的に行う。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(4)	子どもたちの育ちを支える
具体的な取り組み	①	児童生徒支援の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	子どもたちの育ちを支える取組

令和2年度重点事業

目標項目	不応児児童生徒の支援
目標水準	対象となる児童生徒及び保護者等の相談を行うとともに、各校との連携を図りよりよい支援の充実につなげる。
どの水準まで達成したか	児童生徒支援室定例会議を実施し、対象となる児童生徒の情報交換を行い、各校への支援につなげた。スクールカウンセラーをすべての小学校に巡回させ、各校の抱える不応事例への対応の充実を図った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	相談件数等の大幅な増加に伴い、より確実な支援を実施するため、支援スタッフ増員の必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(4)	子どもたちの育ちを支える
具体的な取り組み	②	特別支援教育の推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	子どもたちの育ちを支える取組

令和2年度重点事業

目標項目	特別支援教育の推進
目標水準	要支援児童・生徒についての情報提供、技術指導を行う。
どの水準まで達成したか	要支援児童・生徒に係るケース会議等に巡回相談員を派遣し、適切に情報提供や技術指導を行うことができた。 ・特別支援教育巡回相談員：派遣目標値24回、実績値24回 ・特別支援学級スーパーバイザー：派遣目標値12回、実績値12回
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	特別支援学級担任や通級指導教室担当者の専門性をさらに向上させる必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支える
基本項目	(1)	人権を尊重する社会をつくる
具体的な取り組み	②	男女共同参画の視点に立った保育、教育の推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）、	豊かな心の育成

令和2年度重点事業

目標項目	男女共同参画の視点に立った保育、教育の推進
目標水準	栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に男女共同参画に係る学習を位置づけ、あらゆる教科における学習を促進する。また、教科書教材に加えた「男女共同参画社会づくり副読本」の効果的な活用による学習内容の工夫と推進する。
どの水準まで達成したか	男女共同参画の視点に立った保育、教育については、逼迫した教育課程の中、可能な範囲で実施した。その中で、副読本を効果的に活用できる学習を推進した。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	学習環境を安定化させるため、感染症対策などを徹底し、状況を注視しながら令和2年度の目標水準を最大限達成できるように工夫する。また、教科書教材に加えた「男女共同参画社会づくり副読本」の効果的な活用を昨年度以上に啓発する。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支える
基本項目	(1)	人権を尊重する社会をつくる
具体的な取り組み	③	職員の資質向上

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	教職員の資質向上

令和2年度重点事業

目標項目	職員の資質向上
目標水準	差別をなくすための主体者としての責務を自覚するための人権・同和問題研修への積極的な参加を促す。
どの水準まで達成したか	研修会や公開授業など他校や外部に出かけての研修の場は、コロナ禍であることから中止せざる得なかったが、校内での研修の充実を図ることができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	コロナ禍の状況に変化はないが、感染症対策などを徹底し、状況を注視しながら令和2年度の目標水準を最大限達成できるように研修を啓発する。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(1)	信頼される校・園をつくる
具体的な取り組み	①	地域に根ざし、社会に開かれた校・園づくり

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	信頼される学校づくり

令和2年度重点事業

目標項目	地域に根ざし、社会に開かれた校・園づくり (子育て教育Nextプロジェクトの推進)
目標水準	<ul style="list-style-type: none"> ・非認知能力の育成を重視し、0歳から15歳に至るまでの一貫した子育て・教育の指針として「栗東子育て教育ビジョン」を作成する。 ・「栗東子育て教育ビジョン」を作る中で、「くりちゃん元気いっぱい運動」および「栗東市子育て12か条」等、従来の取組を整理、再編する。 ・「栗東子育て教育ビジョン」を教育委員会事務局と子ども青少年局の各課が協働して作り、この取組の仕組みと使命を理解し、一層の相互連携と協力を推進する。
どの水準まで達成したか	推進協力委員の協力を得て、幼児期部、接続期部、学齢期部の作業部会ごとに作業を進め、「栗東子育て教育ビジョン」の試案が完成した。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	「栗東子育て教育ビジョン」の試案は完成したものの、まだまだ改善が必要な部分があると考えている。今後、作業部会、チーム会議で協議を重ね、よりよいビジョンにしていきたい。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(2)	教職員の働き方改革と資質向上をはかる
具体的な取り組み	①	教職員の指導力の向上

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	教職員の資質向上

令和2年度重点事業

目標項目	教職員の指導力の向上
目標水準	教育研究所による夏期講座等、教育の専門性を高めるため、教職員のニーズに応じた講座を開催する。校内研修の充実を図る、学ぶ力向上学校訪問等を生かす、校外から講師を招聘するなどして、教職員の意識を高める。
どの水準まで達成したか	コロナ禍により、毎年実施していた教育研究所による夏期講座等、多くの研修が中止になったが、オンラインを活用したり、校内研修の充実を図ったりすることを通して、資質の向上を図ることができた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	教職員のニーズに応じたものだけでなく、今日的な課題やこれから必要とされる教育課題に応じた内容の講座や講師の確保、それに伴う予算の確保が必要である。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(2)	教職員の働き方改革と資質向上をはかる
具体的な取り組み	②	組織対応と外部機関との連携強化

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	子どもたちの育ちを支える取組

令和2年度重点事業

目標項目	組織対応と外部機関との連携強化
目標水準	関係機関との連携を図りながら、児童生徒の課題解決や支援を行う。
どの水準まで達成したか	要保護児童対策協議会（月1回）やケース会議を通して、関係機関と連携し、要保護児童生徒の支援に生かした。スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の支援を行った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	家庭環境等に課題を抱える児童生徒の増加に伴い、より確実な支援を実施するため、スクールソーシャルワーカー、校内支援スタッフの増員が必要である。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校教育課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(2)	教職員の働き方改革と資質向上をはかる
具体的な取り組み	③	働き方改革により子どもと向き合う時間の確保

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	教職員の資質向上

令和2年度重点事業

目標項目	教職員の資質向上
目標水準	「教職員の働き方改革推進協議会」を設置し、子どもと向き合う時間の確保に向けた改革を進める。
どの水準まで達成したか	総務機能強化を図るため、事務職の業務改善および、教頭、教務等の事務分掌の再編に取り組み、「栗東市立学校業務標準表（試案）」「栗東市立小中学校共同学校事務室設置要綱（案）」として取りまとめた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	各中学校区に共同学校事務室を設置することで、さらなる総務機能強化が図れるようにする必要がある。また、校務支援ソフトの導入等、業務の効率化を図るための具体的な方策についても、話し合いを進める必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 教育総務課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(3)	教育環境の充実をはかる
具体的な取り組み	①	校・園施設の整備

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	教育環境の充実をはかる

令和2年度重点事業

目標項目	学校教育の充実
目標水準	治田東小学校大規模改造事業、葉山中学校大規模改造事業その他必要な改修・修繕を実施する。
どの水準まで達成したか	治田東小学校大規模改造第Ⅱ期工事については、コロナ禍という平常の状態でない中、工事部材の調達ができなくなるという恐れがあったが、予定どおり工期内に完成した。 また、葉山中学校大規模改造工事第Ⅰ期、学校体育館トイレ改修設計業務を実施した。 さらには、小学校、中学校、幼稚園施設についても、必要に応じ改修・修繕を実施した。
達成度（5段階）	4
次年度に向けての反省点・改善項目等	今年度は、コロナ禍臨時休業や夏休みの短縮によって工程や工期の変更を余技なくされた。大規模改造工事は夏休み等の長期休みを中心に仕上げていく必要があることから、遅れが出ないように工程管理を行う必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校給食共同調理場

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(3)	健やかな体を育む
具体的な取り組み	②	食育の推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	給食を通じた食育の推進を図る

令和2年度重点事業

目標項目	学校教育の充実
目標水準	学校給食を「生きた教材」として、子どもたちの心身の健全な育成を図る。
どの水準まで達成したか	給食を通じて、食事マナーの習得と楽しい食事環境づくりが推進できました。また、地場産物を生かした地産地消と食育授業・給食だよりによる食育啓発が図れた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染症予防のため、前を向いて静かに食べる等「新しい給食時間」の工夫を続ける必要がある。 ・令和2年度は、コロナの影響で施設見学を中止しましたが、次年度は、安全対策を図り子どもたち（小中学生）の見学受入れを行うことで、給食への理解や関心を深めたいと考える。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校給食共同調理場

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(3)	教育環境の充実をはかる
具体的な取り組み	②	小・中学校、幼稚園等給食の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	学校給食の充実を図る

令和2年度重点事業

目標項目	学校教育の充実
目標水準	安全・安心でバランスのとれた魅力ある給食の提供を図る。
どの水準まで達成したか	施設の適正管理と毎日の衛生管理の徹底による安全・安心で円滑な給食提供、地元食材を活かした地産地消の推進が図れた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	異物混入、遅配や欠食等の事故を発生させないよう、さらに、給食受託業者との連携を深め、常に危機意識を持って安全・安心な給食提供業務に取り組む必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 学校給食共同調理場

第3期教育振興基本計画

基本的方向	3	安全・安心で信頼される教育環境をつくる
基本項目	(3)	教育環境の充実をはかる
具体的な取り組み	②	小・中学校、幼稚園等給食の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	3. 学校教育の充実
施策（重要施策）	学校給食の充実を図る

令和2年度重点事業

目標項目	学校教育の充実
目標水準	食物アレルギー対応を図る。
どの水準まで達成したか	「食物アレルギー対応マニュアル」に基づく適正な対応が図れた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	安全・安心なアレルギー除去食の提供を図るため、保護者・学校・調理場・調理受託業者の情報共有と連携を継続実施していく必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 生涯学習課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	1	次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む
基本項目	(2)	豊かな心を育む
具体的な取り組み	①	人権・同和教育、平和教育の啓発と推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	4. 生涯学習の充実
施策（重要施策）	生涯学習のまちづくり

令和2年度重点事業

目標項目	生涯学習のまちづくり
目標水準	社会教育事業を充実するため、ニーズに沿った事業を展開する。
どの水準まで達成したか	人権同和教育巡回講座は、小学校区人権ネット研修会と協働で開催を目指したが、9小学校中、2学区で実施できた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	人権同和教育巡回講座は、中止になった小学校区の中には、代替事業や学区広報などを通じた啓発に取り組んだところもあった。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 生涯学習課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	4	人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる
基本項目	(1)	生涯学習の場の充実を図る
具体的な取り組み	①	各地域拠点施設を活用した生涯学習の推進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	4. 生涯学習の充実
施策（重要施策）	生涯学習のまちづくり

令和2年度重点事業

目標項目	生涯学習のまちづくり
目標水準	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育事業を充実するため、ニーズに沿った事業を展開する。 ・社会教育委員の会議 ・生涯学習のまちづくり講座の展開と充実 ・子ども読書活動推進事業
どの水準まで達成したか	<ul style="list-style-type: none"> ・はつらつ教養大学は、年間5回開催の内、5月が新型コロナウイルスの影響で中止となったが、残り4回は計画どおり実施できた。重点事業については、新型コロナウイルスの影響で講師が辞退するなどのこともあり、一部中止や縮小となった。 ・社会教育委員の会では、感染対策を行い計画通り実施できたが、各種研修や大会が中止となった事業もあった。 生涯学習のまちづくり講座は、年2回開催することができた。 ・栗東市子ども読書活動推進事業は、コロナ禍により十分な推進ができなかった。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・はつらつ教養大学については、対前年比で7～8割の参加率であったが、コロナ禍でも多くの地域住民に支えられた。引き続き、参加者の意欲が向上していくように取り組む。 ・生涯学習のまちづくり講座では、参加者アンケートを活用し、参加者のニーズにあった講座ができたことが、参加者増に繋がったのでは考えている。 ・子ども読書推進事業については、関係各課と連携し、取り組みを推進していく必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 生涯学習課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	4	人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる
基本項目	(1)	生涯学習の場の充実を図る
具体的な取り組み	②	生涯学習関連施設の利用促進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	4. 生涯学習の充実
施策（重要施策）	自然を活用した環境学習

令和2年度重点事業

目標項目	緑豊かな森林を生かしたまちづくり
目標水準	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然観察の森」を活用した環境学習の推進 ・自然体験学習センターの管理・運営 ・各施設への集客
どの水準まで達成したか	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察の森での各種講座は、ほぼ計画どおり開催できているが、年間最大のイベントである「森の秋まつり」は飲食を伴うことや多くの参加者が想定されたため、中止とした。 ・自然体験学習センターは、コロナウイルスの影響で、利用者が激減し、本年度で指定管理者選定をする必要があったが、1年間指定管理期間を延長することとなった。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察の森は、施設の老朽化が進み、今後の在り方や運営についての検討が必要である。 ・自然体験学習センターについても、指定管理者選定を急ぐとともに、官民の周辺施設との連携や相互活用、今後の施設運営方針について、需要や将来性を考え、総合的に勘案することが必要である。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 図書館

第3期教育振興基本計画

基本的方向	4	人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる
基本項目	(1)	生涯学習推進の場の充実を図る
具体的な取り組み	③	図書館機能の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	4. 生涯学習の充実
施策（重要施策）	貸出を中心とした資料提供を行う

令和2年度重点事業

目標項目	図書館蔵書の充実
目標水準	新刊図書を中心に収集するほか、新聞、雑誌などを揃えて魅力ある蔵書とする。 音訳ボランティアを養成し、読書が困難な市民にも読書を楽しんでもらえるようにする。
どの水準まで達成したか	<ul style="list-style-type: none"> ・収集計画に基づき10,317冊を収集した。 ・雑誌スポンサーは、54タイトルを確保した。 ・初級音訳ボランティア養成講座を実施した。（全6回）
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	書籍単価の高騰により、購入図書冊数が減少している。 図書費の見直しを行う必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 図書館

第3期教育振興基本計画

基本的方向	4	人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる
基本項目	(1)	生涯学習推進の場の充実を図る
具体的な取り組み	③	図書館機能の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	4. 生涯学習の充実
施策（重要施策）	貸出を中心とした資料提供を行う

令和2年度重点事業

目標項目	確実な資料提供、情報発信
目標水準	市民の求める資料や情報を提供し、生涯にわたる自主的な学習を支える。
どの水準まで達成したか	<ul style="list-style-type: none"> ・年間470,872冊の貸出を行った。 ・毎月のテーマ展示の他、短時間で選んでもらうためのセットなどを用意しコロナ禍での対応に努めた。 ・広報での特集記事、HP等、図書館サービスの周知に努めた。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	新しい生活習慣の中、引き続き感染防止対策を徹底し図書館利用を促進していく。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 図書館

第3期教育振興基本計画

基本的方向	4	人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる
基本項目	(1)	生涯学習推進の場の充実を図る
具体的な取り組み	③	図書館機能の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	4. 生涯学習の充実
施策（重要施策）	貸出を中心とした資料提供を行う

令和2年度重点事業

目標項目	子どもの読書活動の支援
目標水準	子どもが自由に本を選べる環境を整え、学校や園と連携し、図書館や本に興味を持てる機会を増やしていく。
どの水準まで達成したか	<ul style="list-style-type: none"> ・児童図書を2,370冊収集した。 ・小学校一年生を対象とした巡回おはなし会を3校実施した。 ・全12校の学校図書館リニューアルが完了した。 ・学校司書の研修、図書支援を実施した。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	子どもの読書推進を図るためには、学校、園との連携が不可欠である。本との出会いの場を子どもたちに提供するための貸出機会についても検討していく。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 図書館

第3期教育振興基本計画

基本的方向	4	人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる
基本項目	(1)	生涯学習推進の場の充実を図る
具体的な取り組み	③	図書館機能の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	4. 生涯学習の充実
施策（重要施策）	貸出を中心とした資料提供を行う

令和2年度重点事業

目標項目	郷土、行政資料の収集、提供
目標水準	地域に関するあらゆる資料の収集、保存、提供についての役割を果たし、市民の要求に応える。
どの水準まで達成したか	<ul style="list-style-type: none"> 郷土資料を138冊収集した。 馬資料を65冊収集した。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	郷土、行政資料の収集、保存の役割は図書館においては最も重要な役割の一つである。手狭になっている郷土書架の拡充を行い、滋賀、栗東について知る、学ぶ機会を増やしていく。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 図書館

第3期教育振興基本計画

基本的方向	4	人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる
基本項目	(1)	生涯学習推進の場の充実を図る
具体的な取り組み	③	図書館機能の充実

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	4. 生涯学習の充実
施策（重要施策）	貸出を中心とした資料提供を行う

令和2年度重点事業

目標項目	本館施設長寿命化の取組
目標水準	開館33年が経過し施設が老朽化しており、施設長寿命化を図るため順次改修に取り組んでいる。本年度は電話設備改修工事に取り組む。
どの水準まで達成したか	本館電話設備の交換及び、市役所との内線化を行った。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	本館の電話工事が完了したことにより、市役所、西図書館との内線通話が可能になり通話料金が削減された。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 生涯学習課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	2	社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う
基本項目	(2)	家庭・地域の連携により教育力を高める
具体的な取り組み	①	青少年の健全育成・若者の社会参加の促進

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	5. 青少年の健全育成
施策（重要施策）	次代を担う青少年の健全育成

令和2年度重点事業

目標項目	青少年教育推進
目標水準	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年リーダー育成 ・地域ぐるみの青少年教育 ・民法改正による成人式挙行 ・地域で子どもを守り育むまちづくり
どの水準まで達成したか	<ul style="list-style-type: none"> ・アドベンチャーキャンプは、8/18～20の間で、国立淡路青少年交流の家において実施予定であったが、コロナウイルスの影響で中止となった。しかし、県内施設を活用し、縮小して実施することができた。 ・各種青少年育成事業は、コロナウイルスの影響で中止となった事業が多くあった。 ・民法改正以降の成人式については、関係機関の意見徴収や市内高校生によるアンケート結果をもとに、「20歳での開催」を12月に決定することができた。 ・青少年の健全育成のため、各種会議や非行防止活動など、コロナ禍で中止となった事業もあったが、生徒指導担当教諭や関係機関と連携を図りながら実施できている。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・アドベンチャーキャンプは、実行委員の熱意もあり、代替、縮小してでも実施できたことは、今後の青少年育成事業の参考になるものであった。 ・コロナ禍で青少年育成事業は、実施が困難になってきているが、発想や工夫により新たな方向や方法が見つけられる可能性があると思われる。 ・今後、青少年問題協議会の会議運営方法について、検討していく。 ・少年補導委員の定数が45人のところ、41人と前期に比して若干増加した。新たに委員として活動される人材の発掘が必要である。 ・「子育てのための12か条」については、「栗東子育て・教育Nextプロジェクト」への趣旨反映を行う中で、地域への浸透を進める必要がある。

令和3年度（令和2年度事業）施策の点検・評価報告書

所管課 スポーツ・文化振興課

第3期教育振興基本計画

基本的方向	4	人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる
基本項目	(1)	生涯学習の場の充実を図る
具体的な取り組み	④	文化財の保護・保全・活用

令和2年度教育方針

具体的な取り組み方針	8. 文化遺産の保護と活用
施策（重要施策）	文化遺産を守り伝え、まちづくりに活かす

令和2年度重点事業

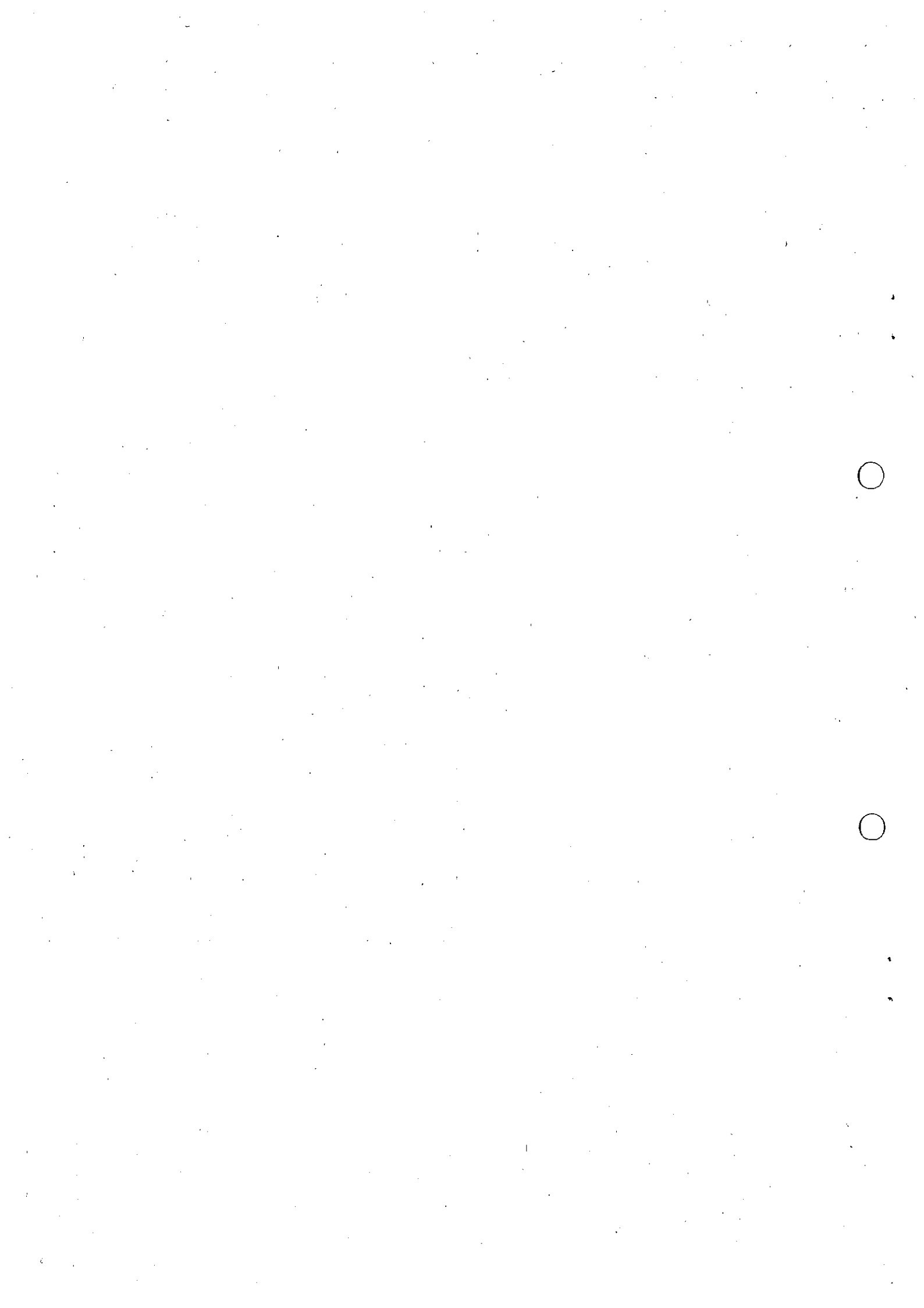
目標項目	文化財保存・活用の推進
目標水準	文化財の適正な保護・保全、民俗文化財の継承、文化財保存活用地域計画の策定、博物館利用者の拡大
どの水準まで達成したか	文化財の保存と継承に必要な事業への補助や専門的な助言などを行い、国名勝の景観維持に努め、事業進捗が図られている。文化財保存活用地域計画は協議会、アンケート、ワークショップを実施した。博物館では「昔のくらし」は出張形式で実施。平和のいしずえ展、地域連携企画展は予定通り開催。
達成度（5段階）	3
次年度に向けての反省点・改善項目等	埋蔵文化財発掘調査についてもコロナ禍の影響等により、例年に比べて件数が減っている。調査に関係する職員の確保や業務知識・技術の継承に対する措置が必要である。 博物館では今後、事業の実施だけでなく施設の維持補修についても実施していく必要がある。

○達成度評価の判断基準表

達成度 達成度の度合い

5	目標を著しく上回る成果を持って達成
4	目標を上回る成果を持って達成
3	目標どおりに達成
2	目標を未達成
1	目標を著しく未達成

○ ※「コロナ禍で予定していた事業ができなかった」などの緊急事態や止むを得ない事由により事業ができなかった場合でも、「法令等に定める事業を着実に実施」、「規模を縮小して実施」、「代替事業を実施」し一定の成果が得られた場合は「目標どおりに達成」と評価。



栗東子育て教育ビジョン(目指す栗東の子)試案

～個人の特性や家庭事情等に応じて、可能な範囲で達成できるよう目指します～

年齢・学年 (年齢スケール)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1・小2	小3・小4	小5・小6・中1	中2・中3	
発達段階の特徴 発達課題	○視覚、聴力などの感覚の発達が進み、自分を取り巻く世界を認知し始める ○あやしてもらって喜んだり大人の真似をしたりなど、やり取りが盛んになる一方、大人見知りをするようになる	○盛んに模倣し、物事の間の共通性を見出すことができるようになる ○大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる ○行動範囲が広がり、探索活動が盛んになる	○自我の育ちの表れとして、思い通りにいかないと泣いたり癇癪を起したり反抗したりして、自己主張する	○仲間といふことの意味や楽しさが互いに感じ取れるようになり、仲間とのつながりは強まるが、競争心が芽生え、けんかも見られる	○他人に役立つことを嬉しく感じ、仲間の中の一員としての自覚が生まれる ○納得できないことに対して反発したり、言葉をつかって調整したりする力が芽生える	○仲間の意思を大切に、役割の分担が生まれるようになり、満足するまで取り組もうとする ○全身運動が滑らかで巧みになり、快活に活動するようになる	○善悪についての理解・判断や行動のコントロールができるようになる ○親から離れ、外の世界に関心をもてるようになる ○自他の分離が未成熟で、身近な親や友達への考えや好みを自分のものと「同一化」する	○計画的に物事を考えることができるようになる ○価値観やルールを仲間と共有し守るようになる一方、集団を形成してリーダーをまねる(ギャングエイジ) ○認知力や身体能力の個人差が顕著となる(9歳・10歳の壁)	○体力や運動能力が向上する ○集団行動に自分からかかわったり、自分たちでルールを決めたり守るようになる ○「思春期」を迎え、不安や悩みを抱えやすくなる ○「心理的離乳期」として、周囲の大人への批判能力が高まり、反抗が増える	○抽象的な思考ができるようになる ○親離れをし、自我を確立するようになる ○自意識の高まりとともに、自分が社会に役立ちたいという欲求が高まる	
観点・領域	接続期										
	接続ゾーン					接続ゾーン					
生活リズム・早ね早おき朝ごはん	★愛情豊かな受容のもとで、生理的、心理的欲求を満たし心地よく生活できるようにする ★様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わえるようにする	★基本的な生活習慣については、一人一人の子どもの発達に応じて十分に落ち着いた雰囲気の中で行うことができるようにする ★楽しい雰囲気の中で、食べることを楽しむ経験を重ねられるようにする	★基本的な生活習慣に気づき、自分で試してみようとする気持ちや育てる様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ ○十分な睡眠をとる	○身の回りのことを自分でしようとする ○「食器に手を添える」「こぼさず食べる等」食事のマナーを身につける ○十分な睡眠をとる(目安:10時間)	○基本的な生活習慣を身につけ、自分のことは自分でできる ○食の大切さに気づき、苦手なものも自分から食べようとする ○十分な睡眠をとる(目安:10時間)	○早寝早起きをし、朝食をとる ○楽しく和やかに食事をする ○よく噛んで食べる ○十分な睡眠をとる(目安:10時間)	○早寝早起きをし、朝食をとる ○自分で毎日の生活リズムを整える ○楽しく和やかに食事をする ○十分な睡眠をとる(目安:9時間)	○早寝早起きをし、朝食をとる ○自分で毎日の生活リズムを整える ○楽しく和やかに食事をする ○十分な睡眠をとる(目安:8時間)	○早寝早起きをし、3食きちんととる ○毎日規則正しい生活をする ○楽しく和やかに食事をする ○健康維持のための睡眠時間を確保する(目安:6~8時間)		
歯の健康	★食後にお茶を飲んで口の中を清潔にする ★仕上げ磨きをする	○歯ブラシに慣れる ★仕上げ磨きをする	○大人を真似て自分で磨こうとする ★仕上げ磨きをする ★よく噛んで食べるよう声をかける	○食後に歯磨きを自分でしようとする ★仕上げ磨きをする	○食後の歯磨きの必要性に気づく ★仕上げ磨きをする	○食後歯をみがく ○むし歯になったらすぐに治療する ★仕上げ磨きをする	○歯磨きと体の働きや健康との関係の理解する ○むし歯の原因とその予防方法を理解し、実践する ○むし歯になったらすぐに治療する				
整理整頓・掃除	★清潔で安全な環境を整える	★保健衛生を心がけ、健康的に過ごせるようにする	★清潔に保つ心地よさを感ずることができ、その習慣が少しずつ身につくようにする	○大人と一緒に片づけるようにする	○使ったものを元の場所に片づけるようにする	○自分たちで生活の場を整えようとする	○脱いだ靴をそろえる ○用具(ほうき、ちりとり、雑巾等)を正しく使って掃除をする	○脱いだ靴をそろえる ○進んで掃除をし、自分の担当の場所がきれいになったことを喜ぶ	○机・ロッカー・鞆など身の回りの整理整頓をする ○進んで掃除をし、学校をきれいにすることを喜ぶ	○身の回りのものを使いやすいように整理整頓をする ○公共の場所で目に付いたゴミを拾うことの意義に気づく	
時間を守る	★一人一人の生活リズムを把握し、一人一人に応じた関わりをすることで情緒の安定を図る	★子どもの心身両面の安定感をもたらすことにより、安定した生活リズムの形成を図る	○生活リズムが形成される	○健康な生活リズムを身につける	○時計の目印をめどに生活を送ろうとする	○時間の流れを意識して生活を送る	○通学班の集合時刻を守る ○授業が始まるまでに席につく	○通学班の集合時刻を守る ○授業が始まるまでに席につく ○ゲームやテレビの時間を守る	○登校時刻や授業や活動の始まる時刻を守る ○自分で時間を決めて行動する	○登校時刻や授業や活動の始まる時刻について見直しをもって、5分前行動をする ○計画的に自分で時間を決めて行動する	
興味と意欲	★見る、聞く、触れる、なめる、引っ張るなどの探索活動が豊かになるよう、環境を整える ★興味・関心にそった絵本を準備する	★安全で活動しやすい環境を整えるとともに、子どもの思いを丁寧に受け止める ★興味のある絵本を繰り返し読み聞かせる	○行動範囲が拡大し、活発な探索活動が増える ○絵本に親しみ、簡単な言葉の繰り返しを楽しむ	○好奇心をもって周囲の環境に関わる ○絵本や紙芝居を喜んで見たり、聞いたりして話を楽しむ	○周囲の環境に好奇心や探求心をもって関わる ○絵本や紙芝居を喜んで見たり、聞いたりして話を楽しむ	○様々な環境に親しみ、直接体験することで感覚の動きを豊かにする ○絵本や紙芝居の話の続きを楽しみにしながら、見たり聞いたりする	○学校生活や日常生活において興味あるものを自分で見つける ○好きな本を読む	○生活の中で興味・関心のあるものを見つけ、取り組む ○いろいろな本に興味を持って読む	○自分の興味・関心について主題を整理し、粘り強く取り組む ○興味がある本を探して読む	○自ら目標を定め、興味あるものに対して探求心をもって取り組む ○いろいろな分野の本を自分で選んで読む	
見通しをもつ	★安心できる保育者とのかわりの中で共に過ごす喜びが感じられるようにする	○保育者と一緒に簡単なごっこあそびを楽しむ	○保育者と一緒に生活を取り入れたごっこ遊びを楽しむ	○保育者や友達と一緒にごっこ遊びを楽しむ	○保育者や友達と一緒に生活の再現あそびなどイメージを広げながら遊ぶ	○友達と遊びのイメージを共有し役割分担をしたり、必要な物を作ったりして遊ぶ	○保護者と一緒に次の日の準備をする ○将来やりたいものを見つける	○自分で次の日の準備をする ○将来どんな生活をしたか具体的に未来の自分について考える	○不足を自分で補いながら準備をする ○希望をもって将来就きたい職業や進路を具体的に考える	○異例の事態を予測して準備をする ○中学卒業後の自分を生かせる進路を具体的に決める	
よく聞く・伝える	★体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止め、やりとりする心地よさを感ずられるようにする	★繰り返しの質問を丁寧に受け止め、言葉を補いながら返していき、一語文、二語文が獲得できるようにする	○身近な話を聞き、自分の思ったことを伝えようとする	○生活の中で必要な言葉が分かる	○保育者や友達との会話を楽しむ	○経験したことや考えたことを相手に分かるように伝える	○話し手の方を向き、うなずく ○自分の考えと相手の考えが違うことに気づく	○相手の意見と自分の考えと比べ、意見の違いを受け入れることができる	○相手の意見を自分の意見に取り入れ、自分の意見も伝えようとする	○話し手の気持ちを考えて、思いを伝える	
気付きと自主・自律	★子どもの興味や関心を踏まえ、遊びを通して感覚の発達を促されるものとなるように工夫する	★自己主張を受け止め、その上で相手の思いを伝え、仲立ちをする	★子どもの自我の育ちを見守りつつ、友達の気持ちや関わり方に気づいていくよう援助する	○自分の思いと友達の思いは違うことを保育者の関わりを通して気づく	○自己主張をし、友達に受け入れられたい拒否されたいという体験を積み重ねる	○友達と意思のぶつかり合いを通して、他者の思いに気づき、規範意識が芽生える	○相手の気持ちを考えて友達と仲良く過ごす ○他者の思いに気づき、自分はどうすればよいかを考えられる	○相手の思いやった正しい行動がとれているか振り返る	○善悪を考えて、自分から進んで行動する	○自分の行為が及ぼす結果についても深く考え、責任ある行動がとれる	
粘り強くやり遂げる	★信頼できる保育者の温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちの芽生えを図る	★子どもの感情に対し、受動的に受け止め、子どもの姿を認めたり、励ましたりすることで、自分の感情をコントロールすることへの気づきにつながる	○自分で考えて、自分でしようとする意欲や諦めずにやり遂げようとする気持ちが芽生える	○保育者に支えてもらいながら、物事を最後まで行おうとする	○やり遂げたいという思いをもって楽しんで取り組む	○友達と一緒に物事をやり遂げたいという気持ちをもって取り組む	○任されたことをやり遂げる	○自分がしなければならないことに自分で気付き、やり遂げる	○やろうと決めたことを最後までやり遂げる	○責任を持って物事に取り組み、最後までやり遂げる	
あいさつ・返事	★喃語や指差し、身振りなどを受け止め、発語意欲を高める	★毎日の生活の中で、安心してあいさつを交わしたくなるような雰囲気づくりを行う	○親しみをもって日常的なあいさつに応じる	○日常生活の中で必要なあいさつを知り使おうとする	○日常生活の中であいさつを交わすことにより親しさを感じる	○元気よくあいさつや返事をする	○自分から進んで、あいさつや返事をする	○自分から進んで、気持ち良いあいさつや返事をする	○気持ち良いあいさつや返事をする心地よさと大切さがわかる	○時と場に応じた姿勢や態度で気持ち良いあいさつや返事をする	
言葉づかい	★ゆったりと子どもの声や行為に言葉添える	★丁寧な言葉で声かけをする	★子どもの話を優しく受け止め丁寧な言葉で答える	○大人を手本として正しい言葉のつかい方を知っていく	○「～です」「～ます」をつかえる ○相手の顔を見て、言葉を添えて物の受け渡しができる	○「～です」「～ます」をつかえる ○相手の気持ちを考えて発言する ○相手の顔を見て、言葉を添えて物の受け渡しができる	○敬語がつかえる ○SNSで相手を傷つける書き込みをしない ○相手の顔を見て、丁寧に言葉を添えて物の受け渡しができる	○時と場に応じた丁寧な言葉や敬語をつかえる ○SNSで相手を傷つける書き込みをしない ○相手の顔を見て、丁寧に言葉を添えて物の受け渡しができる			
感謝と反省	★おむつ交換や衣服の着脱などを丁寧にし、してもらって嬉しい経験を積み重ねていく	★子どもが受け入れられていると感じられるよう、愛情豊かに受容を行う	★保育者が思いやりのある行動をするモデルとなったり、他者の思いに気づけるような関わりをしったりする	○保育者の関わりにより、相手の思いに気づく	○気の合う友達と遊ぶことを通じて相手の思いに気づく	○保育者に支えてもらいながら、相手の気持ちを考えたり、自分の振る舞いを振り返ったりする	○「ありがとう」「ごめんなさい」と素直に言える	○感謝や反省の気持ちが相手に伝わるように言える	○相手の気持ちや場に応じた言葉で感謝や反省を伝える		
きまりと約束を守る	★個々の生理的リズムを尊重し、情緒の安定を図り、生活リズムを形成していく	★一人一人の思いをうけとめながら関わり、生活や遊びの経験を積み重ねる中で、きまりがあることを知らせる	○保育者にありのままを受け止めてもらいながら、きまりがあることに気づく	○きまりを守って遊ぶことの楽しさに気づく	○きまりの大切さに気づき守ろうとする	○生活の中でよいこと、悪いことに気づき、考えながら行動する	○「うそをつかない」「ものを盗らない」「人に手を出さない」「いじめをしない」が守られる ○自他の違いに気づき相手尊重するよう努める	○身のまわりのきまりの意義を理解し守る ○自他の権利を大切に尊重する	○きまりや法の意義を理解し守る ○自他の権利を重んじ義務を確実に果たす		

★は保育者・保護者が行う項目です。 ※「接続ゾーン」とは進学等に伴い学校間連携がより求められる時期です。

